

令和7年8月7日

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

内閣総理大臣 石破 茂 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づき、公務員人事管理について別紙第1のとおり報告するとともに、一般職の職員の給与について別紙第2のとおり報告し、別紙第3のとおり勧告する。

目 次

別紙第1 公務員人事管理に関する報告	1
Ⅰ 人事院が実現する「これから」の公務	
1 高い使命感とやりがいを持って働ける魅力あふれる公務へ	
(1) 国家公務員行動規範の浸透	4
(2) 「選ばれる」公務職場の実現～公務のブランディング～	5
2 採用年次にとらわれない実力本位で挑戦できる公務へ	
(1) 優秀な人材の確保のための新たな人事制度の必要性	8
(2) 新たな人事制度の方向性	9
(3) 先行して実施する見直し	10
3 働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務へ	
(1) 超過勤務の縮減 ― 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小 化に向けて	12
(2) 時代に即した働き方の推進等	15
(3) 職員のWell-beingの土台づくりのための取組	18
(4) 主体的な学びと成長の支援	22
(5) 人事管理のデジタル化	23
(6) 不服・苦情等への対応の充実	23
4 未来を創る高い志を持つすべての人が挑戦できる公務へ～採用プロセ スのアップデート～	
(1) CBT方式の導入を始めとした採用試験の抜本的な見直し	24
(2) 採用におけるインターンシップの更なる活用	25
(3) 官庁訪問プロセスの改善	26

(4) アルムナイ採用も含めた経験者採用の円滑化	26
(5) 技術系人材の確保に特化した採用ルートの構築	27
(6) 地元志向人材層に対応するための新たな仕組み	28
Ⅱ 改革の実現に向けて	28
Ⅲ 勧告実施の要請	29
別紙第2 職員の給与に関する報告	31
第1 公務と民間の給与の状況と本年の給与改定	
1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢	32
2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態	
(1) 国家公務員給与の状況	33
(2) 民間給与の状況	33
3 官民給与の比較方法の見直し	
(1) 見直しに至る経緯	35
(2) 比較方法の見直しの考え方	36
4 本年の国家公務員給与と民間給与との比較	
(1) 月例給	40
(2) 特別給	40
5 本年の給与の改定	
(1) 改定の基本方針	40
(2) 改定すべき事項	41
第2 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等	
1 本府省業務調整手当の見直し	
(1) 本府省の幹部・管理職員への支給	47
(2) 本府省の課長補佐級以下の職員の手当額の引上げ	47

2	在級期間表の廃止	48
3	転勤する職員に対する給与上の措置	
(1)	特地勤務手当等と他の手当との調整の廃止	48
(2)	特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大	49
(3)	その他の見直し	49
別紙第3	勧告	57

別紙第1

公務員人事管理に関する報告

国家公務員は、国内外の多様で困難な課題に果敢に挑み、日々奮闘している。その使命は、国民の安全・安心な暮らしを守り、この国を発展させ、豊かで世界に誇れる社会を作ることであり、そして、その社会を100年先の未来につないでいくことである。外交、安全保障、経済政策、社会保障、災害対応など――国家公務員は、国家という巨大なシステムを支える原動力であり、このシステムの運営には国家公務員の知見と行動力が必要不可欠である。

高い視座、広い視野、使命感とプロ意識が求められ、公共のため、社会の仕組みを形作ることができる国家公務員の仕事には、唯一無二の価値がある。

しかしながら、その仕事の価値や魅力が、公務内外に十分に伝わっているとは言えない。

国家公務員採用試験の申込者数の減少や若手職員の離職増加など、公務の人材確保は大変厳しい状況にあり、今後とも激しい人材獲得競争が続くことが見込まれる。本院は、これまで多くの改革に取り組んできた。採用試験の見直しとして、試験実施時期の早期化、総合職試験教養区分の受験可能年齢の引下げや一般職試験への教養区分導入など、勤務環境の整備として、超過勤務の縮減、フレックスタイム制の見直しや勤務間のインターバル確保の努力義務導入など、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）として、初任給や若年層の給与水準の引上げなど、働きやすさと働きがいの両立を目指し、公務の魅力を向上させる取組を進めてきた。

改革の成果として、総合職試験の申込者数は教養区分で増加し、秋と春の試験を合わせると対前年比で増加した年もあるほか、同じく教養区分が導入された一般職試験では、令和7年度、申込者数が3年ぶりに増加するなど明るい兆しが見られる。こうした成果を一時的なもので終わらせることなく、今後も継続し、更に高めていくためには、公務職場の魅力そのものを向上させる取組と、その魅力を分かりやすく伝える発信とを「両輪」にして取り組んでいく必要がある。

一方で、非効率・不合理な業務の徹底した見直しや長時間労働の是正、人材獲得で競合する民間企業の水準等を踏まえた競争力のある給与の実現、将来的な転職も視野に成長を重視する若い世代の意識の変化に対応した人事管理といった、解決すべき多くの根源的な課題がなお残されている。

こうした困難な課題に正面から向き合い、改革を次のフェーズに進めなければならない。

本院は、こうした認識の下、公務員人事管理の在り方について聖域を設けることなく骨太かつ課題横断的な議論を行うため、令和5年9月から各界有識者による人事行政諮問会議を開催した。同会議では、民間企業の先進事例や海外の事例、現場の声を取り入れながら、未来の公務の姿を描くための精力的な議論が進められた。

令和7年3月24日に提出された同会議の最終提言（以下「最終提言」という。）では、公務の危機は国民の危機であるとの認識の下、複雑化・高度化する行政課題に対応していくためには、人材に投資してそのパフォーマンスを最大限に発揮できるようにし、一人一人の仕事の付加価値を高めることにより組

組織の生産性を高めていく発想に転換すべきとされた。そして、新たな時代にふさわしい人材マネジメントにパラダイムシフトしていく必要があるとして、公務の人事管理の早急な変革が求められた。

具体的には、国家公務員全体に共通する人事管理の変革として、国家公務員としての使命の明確化、幹部・管理職員のマネジメント力の強化、職場環境の改善、採用手法の改善や公務の魅力の向上と戦略的な発信などが挙げられている。また、職務の難易度・責任の重さを基準とする給与制度・運用の実現については、特定の職務・職域を対象に先んじて対応すべきとされた。

本院は、最終提言で示された課題認識と具体的な施策を改革の指針として真摯に受け止める。既存の制度・運用を所与のものとせず、多様で優秀な人材が集い、職員一人一人をこの国の発展に必要な資本として捉え、成長と挑戦を支える「これから」の公務の実現のため、新たな時代にふさわしい真の人材マネジメント改革を迅速に進める。

以上を踏まえ、本院は、「国家公務員行動規範」の策定を機に、公務のブランディングとして魅力の向上・発信に戦略的に取り組み、①「高い使命感とやりがいを持って働ける魅力あふれる公務」の実現を目指す。さらに、職員一人一人の成長と挑戦を支えるための取組として、②「採用年次にとらわれない実力本位で挑戦できる公務」、③「働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務」、④「未来を創る高い志を持つすべての人が挑戦できる公務」の実現を目指す観点から、具体的な施策を迅速かつ着実に実装していく。

I 人事院が実現する「これから」の公務

1 高い使命感とやりがいを持って働ける魅力あふれる公務へ

(1) 国家公務員行動規範の浸透

公務において多様な人材の活躍が見込まれる中、世代や経験を問わず職務を遂行する上で立つ価値観を共有し、組織と職員の目的や方向性を一致させる必要がある。それは、従来のような「制約型」ではなく望ましい行動を示す「積極型」であることが望ましい。この言語化された価値観を意思決定の土台とすることが、職員の高い使命感と創造性を持った行動ややりがいを生み、さらには、組織のパフォーマンスの向上にもつながる。

こうした認識の下、令和7年5月15日、本院は、最終提言を踏まえ、国家公務員行動規範（以下「行動規範」という。）を策定した。

行動規範は、以下の3つの柱からなり、全ての国家公務員が「全体の奉仕者」として職務を遂行する上で常に意識すべき基本認識を言語化したもので、求められる行動の指針となるものである。

- ①「国民を第一」に考えた行動
- ②「中立・公正」な立場での職務遂行
- ③「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

本院は、研修等の機会を通じて、行動規範を職員に周知・啓発していく。また、各府省が、ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）等の制定や見直しをする際には、行動規範を活用するよう働きかけていく。これらを通じて、行動規範の職員への浸透を図り、公務組織の活性化につなげていく。

職員一人一人が行動規範を体現し、発信していくことは、国家公務員

が最も大切にする価値を端的に、分かりやすく示す有効な手段である。次に述べる「公務のブランディング」にも直結することから、公務の魅力を伝える手段として、ブランドメッセージ発信のコンテンツに取り入れるなど積極的に活用していく。

(2) 「選ばれる」公務職場の実現～公務のブランディング～

公務においては、採用試験の見直しのほか、超過勤務の縮減や柔軟な働き方の推進、給与制度のアップデートなどに取り組んできた。また、最終提言の内容を受け止め、公務の魅力向上のための取組を更に進めることとしている。

しかしながら、国家公務員として働くやりがいや仕事を通じた成長、働く環境の現状や今後の改善の方向性などが、公務外に十分に伝わっているとは言えない。そのため、国民各層、特にこれからの社会を担う若年層が国家公務員の仕事に対して持つイメージと実態の間にはギャップが存在し、就職先として国家公務員を選択しない一因となっている。

こうしたイメージと実態のギャップを埋めるため、また、最終提言において、国家公務員という仕事のブランディングを人材確保の観点から戦略的に行うべきであるとされており、各府省からの要望もあることも踏まえ、「公務のブランディング」を進めていく。マーケティングの手法も取り込みながら、労働市場において、競合する企業等と差別化できる公務職場の魅力を整理し、公務内への浸透と公務外への発信を一体的・整合的に展開していく。

ア 公務内への公務の魅力浸透

公務組織に対するイメージは、メディア等により伝達される情報のみならず、国民が直接接する職員の姿や行動を通じて形成される。そのため、職員一人一人が国家公務員の仕事のやりがいを認識して誇りを持って働く姿を見せることが公務のブランディングにつながる。

令和6年度に内閣人事局が実施した「国家公務員の働き方改革職員アンケート」の結果によれば、おおむね6割の職員が現在の仕事に働きがい（やりがい）を感じていると回答している。働きがい（やりがい）に関する事項で重要なものとしては、「周囲から自分の仕事が認められること」、「自分の仕事が国民・社会の役に立っている実感があること」、「所属組織のミッションに共感していること」、「成長する機会・実感があること」などが挙げられており、これらの実感をより高めていくことが重要である。そのためにも、行動規範の周知・啓発や各府省におけるMVV等を通じて自らの仕事の意義への気付きを促すよう、後述の府省横断チームの場などを活用して各府省へ働きかけていく。

イ 外部への魅力発信の強化

令和7年度に総合職試験等から新規に採用された職員に対するアンケートでは、公務の魅力を向上させ、優秀な人材の獲得につながる取組として、給与水準の引上げ、超過勤務の縮減や柔軟な働き方の推進に関する取組が上位に挙げられている。前述のとおり、これらについては改善に向けて取組を進めてきているものの、その取組が十分に伝わっていないことがうかがえる。そのため、イメージと実態のギャップ

を埋めるべく正しい情報発信を通じたイメージ形成が必要である。

また、同アンケートの回答者の8割以上が海外留学、在外公館・国際機関での勤務や国際会議への出席等の国際的な経験を希望すると回答していた。したがって、例えば、国際的な業務経験、海外留学（行政官長期在外研究員制度）の機会や、管理職員を対象とした海外大学院のリーダー養成プログラムへの派遣など、キャリア形成や成長機会について積極的に情報発信していくことも効果的である。

さらに、同アンケートでは、就職先として国家公務員を意識した時期について、大学1、2年生や高校生と回答した者も多いことや、実際に国家公務員として働いている職員との交流機会が志望動機の形成に大きく影響していることが示された。これらの結果を踏まえ、カスタマージャーニー¹の視点を取り入れ、学生等が国家公務員という職業を認知し、選択に至るまでの一連の体験の流れを意識した情報発信を行う必要がある。具体的には、就職活動を本格的に始める前の大学2年生以下や地方在住の学生等に対して、職員が公務の魅力を直接伝える機会を拡充して国家公務員を就職先として認知してもらう。また、就職活動開始後の学生に対しては、職場において直接職員に接する機会となるインターンシップの充実を図り志望度の向上につなげる。こうした取組を含め、広報活動の質的向上と学生等との接点の多様化を推進する。

¹ 「カスタマージャーニー」とは、顧客が製品やサービスを知り、検討し、購入し、利用するまでの一連の体験について、顧客の行動や思考、感情を時間軸とともに捉え、旅に例えてプロセスを可視化したもの。

ウ 公務一丸となった取組の推進～府省横断チーム～

本院・内閣人事局及び各府省が連携して公務一丸となって公務のブランディングの取組を進めるため、令和7年7月に34府省等の約130人の職員が参加する府省横断チームを立ち上げた。今後、外部有識者、教育機関等とも連携を強化し、地域で行われるキャリア教育の場、就職に関するイベントや説明会を通じて、幅広い層に公務の魅力を発信していく。

上記のアンケートのほか、就職活動を行う学生等に対する更なる調査を実施し、その結果も踏まえ、令和7年度中には、公務全体のブランドメッセージを策定し、ターゲットに応じた発信時期や発信方法を具体化する。また、これらの検討状況等についても発信しつつ、令和8年度の人材確保活動から本格的にブランドメッセージを活用していく。

2 採用年次にとらわれない実力本位で挑戦できる公務へ

(1) 優秀な人材の確保のための新たな人事制度の必要性

人材獲得競争が激しくなる中、多様な人材確保策、勤務環境の整備、給与制度の見直し等の施策を総動員して、優秀な人材を確保し、定着させていくことがこれまで以上に求められる。

特に政策の企画立案等の業務については、その困難性や特殊性に対応できる能力を有する人材の獲得・リテンションが喫緊の課題である。

こうしたことも踏まえて本院は、給与面において、令和6年に、給与制度のアップデートとして勧告等を行い、職務や職責をより重視した俸給体系の整備等を行ったところであり、このような取組を更に強化して

いく必要がある。

最終提言では、まずは本府省を中心に政策の企画や立案、高度な調整等を担う職員を対象として、

- ・職務の難易度・責任の重さに見合った給与の実現
- ・外部労働市場に見劣りしない報酬水準の設定
- ・メリハリと納得性のある人事評価の運用の実現
- ・弾力的な登用・抜てきを行いやすくするための任用

などに向けて、給与、人事評価、任用の在り方を一体的に見直していく必要があるとされた。

また、総労働時間の多寡ではなく、アウトプットによって仕事を評価する仕組みの必要性についても提言された。

本院は、優秀な人材の確保に向け、これらを踏まえて新たな人事制度を検討する。

(2) 新たな人事制度の方向性

優秀な人材が魅力と受け止めるような給与体系は、業績等にかかわらず一律に給与が上昇していくような年功的なものではなく、採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい水準が確保されたものである。そのためには、毎年の適正な人事評価に基づき高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系とすることが重要である。

また、制度の見直しに当たっては、人事給与業務の効率化の視点も重要である。諸手当は、個々の官職の職務の特殊性、個々の職員の生活条件や勤務地域の差異等を給与に反映できるよう、俸給を補完するものと

して設けられているが、職務・職責をより重視した給与体系とすることと併せて、業務の効率化の視点も踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう抜本的な見直しを検討していく。

特に幹部・管理職員を中心とした政策の企画立案や高度な調整等に関わる職員の給与制度については、例えば、現在の指定職俸給表のように役職段階等により職務や職責に応じた簡素な号俸構成とすることや、時々々の職務・職責の変化に応じた給与水準の調整も可能とすることなどについて検討を行うこととし、関係者等との意見交換を進めていく。また、これらの職員の給与水準は、参照すべき民間企業の業種・規模等や対応する役職段階の年収水準を踏まえて検討する。

あわせて、こうした職員については、労働時間の長さではなくアウトプットで仕事を評価し、時間に縛られない裁量的な勤務を可能とする制度の検討も進めるとともに、昇任時における評価の実効性の向上を含めメリハリと納得性のある人事評価に基づく任用の在り方も一体的に検討を進める。

これらについては、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な内容を報告する。

(3) 先行して実施する見直し

新たな人事制度は前述のとおり令和8年夏に措置の骨格を報告するが、最終提言も踏まえつつ、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、先行して令和7年から以下の見直しを行う²。

² 措置の詳細は、別紙第2及び第3参照。

ア 官民給与の比較対象について

行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識し、より規模の大きな企業と比較する必要がある。そのため、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とし、本府省と対応させる企業規模を東京23区本店「500人以上」から「1,000人以上」とする。

イ 本府省業務調整手当について

本府省の業務の特殊性・困難性の高まりに伴い、本府省の職員の職務・職責が重くなっていることを踏まえ、本府省業務調整手当の支給対象に幹部・管理職員を加えるほか、課長補佐級以下の職員の手当額を引き上げる。

ウ 在級期間に係る制度について

職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止する。

エ 特地勤務手当等について

勤務地を異にする異動の円滑化を図るため、著しく不便な地に所在する官署に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との調整措置を廃止する。また、特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に、特地勤務手当に準ずる手当を新たに支給する。

3 働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務へ

(1) 超過勤務の縮減 ― 月 100 時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて

過重な超過勤務は、職員の心身の健康を損ない、組織の活力を低下させる。また、近年本院が取り組んできた、フレックスタイム制の見直し、11時間を目安とした勤務間のインターバル確保に係る努力義務規定の導入、テレワークガイドラインの策定といった柔軟な働き方を実装するための改革が真に機能し、職員のWell-beingや「選ばれる」公務職場を実現するためにも、超過勤務の縮減が最重要課題である。

令和6年の平均年間超過勤務時間数は、全体として前年（令和5年）よりも減少し、本府省では2年連続で減少した。他方、他律部署（他律的な業務の比重が高い部署）において月100時間の上限を超えた³職員の割合は、直近（令和5年度）で7.7%と前年度（令和4年度）よりも増加している。

月100時間や平均月80時間の上限を超える超過勤務は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされており、まずはこのような超過勤務の最小化が喫緊の課題であることから、本院は、不退転の決意で以下の取組を進めていく。

ア 各府省の組織風土改革や実効的取組に向けた調査・指導の強化

長時間の超過勤務もやむを得ないとする職場風土や職員意識を抜本

³ 国家公務員の超過勤務については、人事院規則により、超過勤務を命ずることができる上限を設定しているが、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務（特例業務）に従事する職員に対しては、上限を超えて超過勤務を命ずることができる。

的に切り替えるため、各府省において、まずは、幹部職員が主導して明確かつ具体的な縮減のための組織目標を設定することが不可欠である。その上で、人事担当部局による繁忙部署への十分な要員確保や人事配置の最適化、各職場での適切な業務マネジメントなどを十全に行うべきである。

本院は、各府省が上記の取組を自律的に進められるよう、長時間の超過勤務が行われている個々の職場の実情に応じた実効的な縮減策を示し、その着実な実施を伴走支援していく。

また、超過勤務時間の適正な管理や長時間の超過勤務の縮減に関する調査・指導を行っても取組が不十分な場合は、新たに実施する臨時調査などでより一層の取組と改善状況の報告を求めていく。

さらに、各府省の実情を把握できるデータや各府省からの改善要望等を関係部局に示し、各府省の柔軟な要員確保が進むよう支援していく。

イ 長時間の超過勤務の主な要因となる業務の重点的な改善

他律部署における直近（令和5年度）の上限超えの状況を見ると、「国会对応業務」及び「予算・会計関係業務」が引き続き上位を占めている⁴。

本院は、各府省に対して、行政部内での効率的な業務遂行を働きかけていく。また、行政部内を超えた取組が必要と判断されるものにつ

⁴ 令和5年度において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員が従事した特例業務のうち職員割合が大きいもの（上位2項目）は、他律部署では、「国会对応業務」（22.1%）、「予算・会計関係業務」（12.2%）、自律部署では、「大規模災害への対処」（16.1%）、「予算・会計関係業務」（15.1%）であった。

いては、国会を始めとする関係各方面の御協力をお願いしていく。

予算・会計関係業務や人事・給与関係業務といった、いわゆるバックオフィス業務については、人的リソースに比して業務量が多い傾向にあることから、徹底した業務合理化が必要である。本院としても、人事・給与関係業務について、更なる制度の簡素化や、後記(5)の勤務時間管理共通システムの整備等に取り組んでいく。予算・会計関係業務についても、業務の集約やDX等を集中的に進められるよう、関係部局に要請していく。

また、本院は、「国家公務員制度ナレッジベース」（通称SED0）の活用を通じて、人事制度に関する問合せに係る各府省の業務の効率化を進めていく。

ウ 特例業務の範囲の厳格化に向けた取組

国家公務員については、特例業務に従事する場合は超過勤務の上限を超えることができるとされている。特例業務は、本来、大規模災害への対処など、特に緊急に処理することを要するものに限られており、本院は各府省に対して、その範囲を慎重に判断するよう通知している。しかしながら、未だその趣旨が徹底されているとは言えない。

本院は、月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化のため、調査等で把握した各府省の超過勤務の実態を踏まえ、特例業務の範囲に関する判断を厳格にするよう、指導を強化するとともに、必要な通知改正を行う。

エ 長時間の超過勤務を行う職員の健康保持に向けた取組

月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に取り組む一方で、やむを得ず月100時間等の上限を超える超過勤務を行った職員の健康を保持することも極めて重要である。心身の不調の兆しを早期に発見し、着実に快復につなげていくため、各府省に対して、人事院規則で義務付けられている医師による面接指導の実施を徹底させるための助言・指導を行っていく。その一環として、面接指導が義務付けられていることについての幹部・管理職員の認識を確実なものとするとともに、職員一人一人に面接指導など健康管理の重要性を周知・啓発する。

(2) 時代に即した働き方の推進等

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それに応じた勤務環境の整備が求められている。公務においても、職員の自己実現等につながる人事制度や、個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方を整備する必要がある。このような認識の下、本院は以下の取組を推進する。

ア 兼業制度（自営兼業）の見直し

本院は、令和6年の公務員人事管理に関する報告において、職員アンケートによる兼業に関する意識の把握や、民間企業へのヒアリングによる兼業・副業の実態の把握等を行いながら、兼業制度の見直しについて具体的な検討を進めていくこととした。

職員アンケートでは、今後、兼業を行いたいと思う職員が3割を超え、その内容としては、自分の趣味・特技をいかした活動や社会貢献につながる活動が上位を占めた。また、民間企業等へのヒアリングで

は、兼業を認める企業においては、利益相反などのリスクを防ぐための要件が設定されていることや、兼業を認めることが採用や離職防止に好影響を与える事例があることが確認できた⁵。

本院は、国家公務員が、職員の自己実現や社会課題の解決につながるような自営兼業（自ら営利事業を営む兼業）を行うことは、職員の自律的なキャリア形成の促進やモチベーションの向上を通じて、本業にも好影響を与え得るものであり、兼業を通じて職員が主体的に学びを深めることを可能とすることは、人材確保の観点からも有益であると考えている。

このため、国家公務員法第 103 条に基づく自営兼業制度において、職務専念義務、職務の公正な執行や国民の公務への信用を確保すると
の制度趣旨を前提としつつ、職員が有する知識・技能をいかした自営兼業及び社会貢献に資する自営兼業が可能となるよう、本院において
統一的な承認基準を新設する。また、自営兼業の申請・承認が必要な
不動産賃貸及び太陽光電気の販売の範囲についても、時代の変化に即
した見直しを行う。

新たな制度については、本院において、今後、関係者の意見も聴き
つつ見直しの詳細について検討を進め、令和 8 年度から施行する。ま
た、各府省における自営兼業制度の安定的・統一的な運用の確保や実
態把握に取り組むとともに、その内容について、職員や公務を志望す
る学生等に広く周知を行っていく。

⁵ 職員アンケート及び民間企業等へのヒアリングは令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月に実施し、同年 2 月に結果を公表した。その概要は、「兼業に関する職員アンケート及び民間企業等ヒアリングの結果について」（https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/kisya/2502/kengyou-kekka.html）に掲載。

イ 転勤を伴う異動への配慮

近年、共働きが増加し、働き方への価値観も多様化する中、転勤を伴う異動が、人事管理や人材確保を困難にしている。

転勤を伴う職員の異動に当たっては、本人の意向を把握し、職員の育児・介護等の事情に配慮するなど、きめ細やかな人事管理が必要である。一方、国家公務員は全国各地で行政サービスを提供する必要があるため、転居等を伴う転勤を行わなければならない場合もある。

勤務地を異にする人事配置をより一層円滑化するためには、給与面での取組が求められる。今般、本院は、公務上の必要性から不可欠な転勤をする職員への給与上のインセンティブを付与するため、まず、前記2(3)のとおり、特地勤務手当等を先行して見直す⁶とともに、その他の関連手当についても令和8年度に制度上の措置を講じられるよう必要な調査や検討を行う。

また、職員本人の勤務地等に関する意向を採用段階から把握できるよう、後記4(6)のとおり、地元志向に対応した採用の仕組みについて検討を進める。

ウ 仕事と生活の両立支援の推進

本院は、育児・介護と仕事の両立支援を一層充実させるため、令和6年に、育児時間の取得パターンの多様化などを内容とする国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。また、所要の人事院規則等の改正を行い、超過勤務の免除の対象となる

⁶ 措置の詳細は、別紙第2参照。

子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し、各府省への育児・介護に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備の義務付けなどを行った。

本院は、これらの制度が職員に広く活用されるよう、職員向けのリーフレットや管理職員向けの研修教材の内容を充実させるとともに、民間企業における施策の浸透のための好事例なども踏まえ、効果的な周知・啓発や各府省に対する支援・指導に取り組む。

エ 勤務時間・休暇制度等の更なる見直し

本院は、令和6年の公務員人事管理に関する報告において、育児や介護などに限らない職員の様々な事情に応じ無給の休暇による勤務時間の短縮等を可能とする必要性に言及した。

無給の休暇については、適切な行政サービスの提供を維持することを前提に、様々な事情を抱えながらも職員が継続して活躍していくための措置となるよう、具体的な検討を進めていく。

また、各府省からも要望が強いフレックスタイム制や年次休暇取得単位の更なる柔軟化など、既存の制度の見直しについても、個人の事情に配慮した働き方を推進し柔軟な働き方が可能となるよう、併せて検討していく。

上記の施策に関しては、令和7年度中に実施する学識経験者等との意見交換の結果も踏まえ、令和8年夏に措置の内容を報告する。

(3) 職員の Well-being の土台づくりのための取組

一人一人の職員が生き生きと働き、パフォーマンスを最大限に発揮で

きるよう、Well-beingの土台となる職場環境を整備していくことは、引き続き急務である。このため、本院は、勤務間のインターバル確保や職員の健康増進に向けた健康管理、近年民間企業などで取組が強化されているカスタマー・ハラスメントへの対策を進める。

ア より実効性のある勤務間のインターバル確保に向けた取組

勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要であり、公務職場の魅力向上のほか、公務能率の一層の向上につながることも期待される。

本院では、公務の勤務間のインターバル確保状況に関する実態や課題に関する調査結果を踏まえ、令和7年度中に、勤務間のインターバル確保に向けた課題の解消に資する取組例や、毎日インターバルを確保することが難しい職場等における対応を各府省に具体的に示すこととし、より実効性のある勤務間のインターバル確保に向けた取組を推進していく。

イ 職員の健康増進

心の健康問題による長期病休者の数は増加傾向にある。この状況に対応するため、本院は「心の健康問題による長期病休者の職場復帰のための職員向け手引き」及び「担当者向けマニュアル」を作成し、令和7年5月に各府省に提供した。手引き及びマニュアルでは、健康管理部門、管理監督者、健康管理医等の関係者の役割や連携方法をまとめている。本院では、これらを活用しながら、各府省の健康管理部

門・管理監督者等の対応能力の向上や関係者間の連携強化を促進する。

また、各府省においては産業医学に詳しい医師や保健師・看護師等の専門職の配置が十分ではないとの専門家からの指摘もあることから、これらの専門職の配置等を充実させる方策を検討する。

多様な職員が健康で活躍できる職場環境を整備するためには、職員の相談支援体制の充実も重要である。本院では、これまでの心の健康に関する相談窓口に加え、令和7年5月に女性の健康について産婦人科医や助産師に相談できる窓口を設置した。今後、これらの相談窓口の利用状況の検証等を進め、効果的な相談支援体制の構築に向けた検討を行う。

ウ ゼロ・ハラスメントの実現

本院は、ゼロ・ハラスメントの実現に向けた取組として、これまで本府省及び地方機関の幹部・管理職員等を対象とするハラスメント防止研修の実施や、ハラスメント相談員のための相談窓口の設置などを進めてきており、引き続きこうした取組を推進していく。これに加え、近年、社会全体で関心が高まり民間企業における取組が強化されているカスタマー・ハラスメントへの対策も更に講じる必要がある。

公務においては、従来、パワー・ハラスメントの防止等について定める人事院規則の運用通知で、行政サービスの利用者等からの言動もパワー・ハラスメントになり得るものとして、各省各庁の長に対し、「組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図ること」を求めている。

民間においては、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の

安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）等の改正により、労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超える顧客等からの言動により労働者の就業環境が害されることを防ぐため、雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務付けることとなっている。

本院が実施したハラスメント相談に関する職員アンケート（回答者約2,000人）の結果において、ハラスメントを受けたと感じたことがある職員のうち約1割が、ハラスメントを受けた相手方として「行政サービスの利用者」を挙げるなど、各府省からはカスタマー・ハラスメントに対する一層の取組への要望が寄せられている。

そのため、民間労働法制の施行時期に遅れることなく、カスタマー・ハラスメントについて必要となる取組を人事院規則に明記し、カスタマー・ハラスメントに対して組織として毅然とした対応を取りやすくするなど、各府省におけるカスタマー・ハラスメント対策を支援する⁷。

エ 宿舍の整備推進

採用や離職防止の観点からも、職員の生活の拠点となる宿舍の充実が重要な施策であることから、宿舍の整備について一層の推進が図られるよう、民間の状況を調査するとともに、関係府省に働きかけを行う。

⁷ ウに係る民間労働法制における施行時期は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日。

(4) 主体的な学びと成長の支援

若手職員を中心とする自身のキャリア形成への関心の高まりや一人一人の職員を重要な資本と捉える人的資本経営の観点からも、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行うことができる環境を整備していく必要がある。そうした環境づくりの一環として、本院はこれまで、各府省の20歳台や30歳台の職員に向けてキャリア形成支援のための研修の拡充等の施策を行ってきた。あわせて、各府省において職員のサポートを実施する人事担当者等に向けて、総合的・体系的なキャリア形成支援のための取組をまとめたガイドの作成・提供やキャリアコンサルタント資格の取得支援等の施策を行っている。引き続き更なる改善や拡充に向けて積極的に取り組んでいく。

また、本院は令和7年度中に、職員の主体的な学びと成長を促進するとともにキャリア形成支援を進める上での指標とできるよう、国家公務員に求められる能力を明確化する。具体的には、それぞれの能力を組織と個人、各府省間、公務内外など様々な領域をつなぐ共通言語として定義した「能力一覧」を作成し各府省に提供する。その後、各府省の状況に応じて、職員一人一人に最適で効率的な育成や研修にも活用できるよう、能力一覧を参考に、職位や職種に応じて求められる能力の詳細を整理したスキルマップの作成を支援していく。国家公務員に求められる能力とは、すなわち公務で獲得できる能力である。これを言語化することで、人材の確保や配置など幅広い人事管理への活用を図っていく。

また、職員の主体的な学びを支援する一環として、自己啓発等休業の対象となる事由の拡大について、令和8年夏に措置の内容を報告する。

(5) 人事管理のデジタル化

国家公務員の人事管理分野は、事務手続全体の電子化や府省等共通システムの構築、各種システム間の連携を通じたデジタル化による業務効率化の余地が大きい。また、職員の働き方やキャリアの希望等に配慮した人事管理が一層求められる中、職員に係る諸情報をシステムで統合的に蓄積・管理することが有効である。

このため、本院は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）を踏まえ、内閣人事局、デジタル庁と連携して、職員の基本情報を蓄積・管理する職員情報管理共通システムについて、要件の調整やデータ基盤に係る実証を行い、段階的に整備を進めるとともに、勤務時間管理共通システムについては令和8年度までに基本機能を整備し、令和9年度から段階的に導入する。また、研修管理共通システムについても、実証を通じて検討を進めていく。

(6) 不服・苦情等への対応の充実

本院は、職員の利益保護と公正な人事管理の確保のため、公平審査制度や苦情相談を通じて公務職場の様々な問題の迅速・適切な解決を図っている。

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する現在、多様な人材をいかし、その能力を最大限に発揮できる勤務環境の整備が求められている。そのためには、個々の職員の勤務条件・勤務環境に関する不服・苦情・紛争等への対応方策を充実させ、早期かつ終局的な解決を図ることも重要となる。

このため、公平審査制度や苦情相談について、近年の傾向や関連制度

の動向の把握・分析を進め、迅速性や実効性を高める方策について、令和8年度にかけて有識者の意見を聴取しながら検討を行っていく。

4 未来を創る高い志を持つすべての人が挑戦できる公務へ～採用プロセスのアップデート～

国家公務員の志望者の減少が続いてきた中、本院は、これまで、採用手法の見直しに精力的に取り組んできた。令和7年度には一般職試験に教養区分を新設し大学3年生以上の受験も可能としたほか、令和8年度から、総合職試験の教養区分を春にも実施することとし、受験可能年齢の引下げと併せて、受験機会の大幅な拡大を図った。

一方、労働市場や人材確保を取り巻く環境は急速に変化しており、各府省がそれぞれの行政課題に応じた「あるべき人材ポートフォリオ」を形成し、実現していくことが、重要な課題となっている。本院は、各府省の望ましい人材ポートフォリオの実現に向け、採用制度全体の在り方を見直し、各府省における人材戦略を支える基盤として再構築していく。採用プロセスの再構築に当たっては、着手可能なものから取組を進めつつ、総合的なパッケージとして「採用プロセスのアップデート」を集中的に進めていく。

(1) CBT方式の導入を始めとした採用試験の抜本的な見直し

受験者の利便性の向上及び受験機会の拡大を図るため、海外を含めた受験会場及び受験日の選択が可能となる、CBT（Computer Based Testing）方式による採用試験の段階的な導入を進める。その際、効率的で質の高い試験運営を実現し得る民間のWebテスト等の活用も視野に入れて検討する。

まずは、令和9年度の経験者採用試験の基礎能力試験へのCBT方式の導入に向け、令和8年度に模擬受験者を対象とする試行試験を実施する。

あわせて、総合職試験教養区分など他の採用試験への展開についても、試行試験や経験者採用試験へのCBTの導入結果等を踏まえながら検討を進める。

また、現行の試験についても、受験しやすく時代に即した形へと更に見直しを進める。CBT方式の拡大も見据えて、例えば、試験科目数の削減による試験準備負担の軽減など、各試験の目的に応じて、受験資格、実施時期、試験内容などを柔軟に見直すとともに、採用試験実施の外部委託も進めていく。

(2) 採用におけるインターンシップの更なる活用

学生の就職活動において、インターンシップの重要性が増している中、公務においては、令和7年度大学等卒業予定者等の官庁訪問において、タイプ3インターンシップ⁸で取得した学生の情報を、広報活動及び選考で活用することができることとされた。

今後、後記(5)で示す技術系人材の確保を始め、実際の職場に適した優秀な人材を誘致するための方策としてインターンシップを実効的に活用していけるよう、令和7年度から各府省におけるインターンシップの実施拡大に向けた支援の提供や、教養区分で早期に総合職試験・一般職試験に合格した学生等に向けたインターンシップの推進に取り組む。

⁸ 5日間以上の期間で実施され、期間の半分超が実際の就業体験で構成されるなど、「2025（令和7）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」（令和6年4月16日付経済団体等への要請（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省））に定める要件を満たすもの。

また、令和7年度の官庁訪問における実施状況を検証し、インターンシップを通じて得られた情報を各府省での選考過程に一層活用する上で必要な環境整備を行い、令和8年度の採用プロセスから実施していく。

(3) 官庁訪問プロセスの改善

官庁訪問については、総合職試験の場合には約2週間にわたって実施され、受験者、特に地方在住の者にとっては負担が大きい。近年では、オンライン面接を活用しているが、更なる受験者の負担軽減を目的として、各府省で申し合わせている官庁訪問ルールについて、取りまとめを行っている内閣官房と連携し、各府省の意見も聴きながら、官庁訪問プロセスの改善に取り組む。

具体的には、令和7年度中に訪問期間や訪問時間の合理化、地方在住の訪問者に対する配慮の拡充など、受験者の多様な事情や各府省の要請に応じた柔軟な対応を検討し、令和8年度の採用プロセスから順次改善していく。

(4) アルムナイ採用も含めた経験者採用の円滑化

行政課題の複雑・高度化に加え、公務における若年退職者の増加に対応するため、民間企業等における多様な経験や専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠である。このため、本院は、募集から定着までの一貫した支援として体系的なガイドを作成したほか、令和7年度から政策・事業の実施等を担う係長級の職員の府省合同の経験者採用試験を全国9試験地で実施することとした。

ア 迅速なアルムナイ採用を可能とする制度整備

公務を一度離職した者は、民間経験や新たな視点を有しつつ、業務内容や公務組織への理解も備えており、専門性を有する即戦力としてのみならず、組織を安定的に支える存在として非常に重要な人材となる（いわゆる「アルムナイ人材」）。各府省において、一定のルールのもとでアルムナイ人材を適切なタイミングで柔軟に再採用できるよう、令和7年度中に能力実証方法や公募手続の簡素化等の制度整備について検討し、令和8年度から制度の運用を開始する。

イ 各府省が採用の際に活用できる人材プールの整備

各府省が必要な人材をタイムリーに確保するためには、採用候補となる人材情報が可視化され、採用プロセスにおいて円滑に活用できる状態にあることも不可欠である。令和7年度から開始される経験者採用試験の全国展開や令和8年度から制度の運用を開始する予定のアルムナイ採用の動向を踏まえつつ、採用希望者と各府省との効率的なマッチングが可能となるよう、合格者名簿に記載された試験合格者のほか、専門的知識又は技術を有する人材等の採用希望者の情報を一元的に集約し、各府省に共有する「人材プール」の整備を内閣人事局等と連携して進めていく。

(5) 技術系人材の確保に特化した採用ルートの構築

技術系職種における人材の確保は深刻な課題となっている。技術系人材の不足が全国的に深刻化する中、民間企業では多様な手法を駆使した人材獲得競争が激しさを増している。

このような環境の中にあっても、行政を支える技術系人材の安定的な確保を図るため、各府省等の意見も聴きながら、技術系人材の確保に特化した採用ルートの構築を行う。具体的には、タイプ3インターンシップを活用し既に採用試験に合格している者等を通常より早期に確保するための仕組みの整備や、技術系に特化した新たな採用の入口となる採用試験等の採用手法について検討を進め、令和8年度に具体像を示す。

(6) 地元志向人材層に対応するための新たな仕組み

「生まれ育った土地で働きたい」、「一定の地域内で働きたい」との志向に対応することは、国家公務員における人材確保の裾野を更に広げることにつながる。従来、勤務地に対する希望等を理由に国家公務員を志望しなかった層に対しても、公務への関心を喚起し、人材獲得につなげるため、前記3(2)イのとおり、初任地の希望を受験時に聴取する採用試験を令和8年度に実施するとともに、地域ごとに作成する採用候補者名簿の作成単位の見直し等、地元志向に対応した採用の仕組み等について検討を進める。

Ⅱ 改革の実現に向けて

新たな時代にふさわしい真の人材マネジメント改革の実現に向けて、本院は、前記Ⅰの具体的な施策をスピード感を持って実装していく。

改革のビジョン及びその進捗を示すことは、公務の魅力の向上が見える化し、それがひいては職員のエンゲージメントを向上させ、公務を目指す優秀な人材に「選ばれる」職場となるための重要な手段である。このため、本院は、改革の工程表を作成・公開し、透明性を持って改革を進めることで、公

務の魅力を一層発信していく。

改革により制度を見直すことは終わりではない。見直し後の制度が各府省の現場でどのように運用されているかを適切に把握し、各府省や職員のニーズ、公務を目指す人材の期待に応えた実効的な改革を不断に進めていく。

これらの改革を実施し、その効果を定着させていくには、内閣人事局との連携が欠かせない。本院は、人事院と内閣人事局それぞれの役割を踏まえつつ、一層の協力・連携を行いながら、「これから」の公務を実現するため、リーダーシップを持って力強く取り組んでいく。

Ⅲ 勧告実施の要請

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性を踏まえ、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事院の勧告制度は、その代償措置として、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

このため、本院は、これまで述べてきた公務員人事管理全般の報告に加えて、別紙第2及び別紙第3のとおり職員の給与について報告及び勧告を行う。

全国各地の国家公務員は、行政サービスを安定的に提供し、国民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。国家公務員に適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与する。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、また、公務組織を支える多様で有為な人材の確保が必要であることを踏まえ、別紙第3の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第2

職員の給与に関する報告

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性を踏まえ、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従前より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行っている。

本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある。給与勧告では、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本としている。

本院は、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（給与制度のアッ

プデート)を始め、これまでも、その時々社会と公務の変化を踏まえて給与制度の不断の見直しを行ってきた。しかしながら、人材獲得競争が激しくなる中、労働市場で競合する民間企業の水準等を踏まえた競争力のある給与の実現など、解決すべき重要な課題がなお残されている。人事行政諮問会議の最終提言(以下「最終提言」という。)においても、官民給与の比較対象の見直しや職務・職責に見合った給与体系の実現など、新たな制度を構築すべきとされている。

令和7年の勧告においては、このような状況を踏まえつつ、民間給与との比較をより適切に行うことにより、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保していく。

第1 公務と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

消費者物価指数(総務省)は、令和6年12月以降、令和7年4月までおおむね対前年同月比3%台後半で推移している。こうした中で、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、事業所規模30人以上)を見ると、名目賃金は引き続き増加しているものの、実質賃金は対前年同月比で減少が続いており、物価の上昇に賃金の引上げが追い付いていない。

このような情勢の下、令和7年の春季賃金改定では、令和6年に引き続き、労使双方が賃上げに前向きな姿勢を示した。状況は業種や個別企業の業績によって様々であるが、令和6年を上回る賃上げを行う事例が多く見られた。

また、一時金について見ると、令和6年の冬及び令和7年の夏は、令和5年の冬及び令和6年の夏よりも増加している。

なお、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の職員の給与改定は、令和7年4月から基準内賃金を1人当たり3.43%相当額の前資をもって引き上げる内容の中央労働委員会の調停案を労使双方が受諾して決着した。

2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

(1) 国家公務員給与の状況

本院は、「令和7年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員の平均給与月額¹は、別表第1に示すとおり414,480円（139,580人、平均年齢41.9歳）となっており、令和6年4月と比較して9,102円増加している。これは、令和6年の勧告において俸給表の引上げ改定を行ったこと等によるものである。

なお、税務署職員、刑務官等の行政職俸給表(一)適用職員以外の職員を含めると、平均給与月額は424,979円（249,149人、平均年齢41.8歳）となっている。

(2) 民間給与の状況

¹ 平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額（管理職手当）、扶養手当、住居手当等（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与法附則第8項により俸給月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により俸給月額が決定される職員を除いて算出している。

① 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約59,200（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約11,900の事業所を対象に、「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約46万人及び研究員、医師等54職種の約4万人を対象とし、令和7年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における令和6年冬と令和7年夏の特別給の状況等を把握するため、令和6年8月から令和7年7月までの直近1年間の支給実績も調査している。

令和7年の調査事業所数は別表第2に示すとおりとなっている。また、調査完了率は、民間事業所の理解を得て、82.4%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、後記3のとおり、官民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の国家公務員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

② 調査の実施結果²

² 令和7年の「職種別民間給与実態調査」で回答のあった企業規模100人以上の本店を対象として集計を行ったものである。

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で60.5%、高校卒で35.5%となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で75.5%、高校卒で81.4%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で24.4%、高校卒で18.5%である。

また、一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は61.4%、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.3%である。

多くの事業所で初任給の引上げやベースアップが実施されており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

3 官民給与の比較方法の見直し

(1) 見直しに至る経緯

官民給与は、国家公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を精緻に比較して、その較差を算出している。

すなわち、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては比較対象とする企業の事務・技術関係職種（行政職俸給表(一)と類似する職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴及び年齢を同じくする者同士を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いた比較（ラスパイレス方式）を行っている。

このような比較方法の下、本院は、これまでも社会経済情勢の変化を

踏まえつつ、専門的な見地から検証³し、調査対象産業等の見直しを随時行ってきた。比較対象企業規模については、従前100人以上としていたが、平成18年に、より広く民間企業の状況を公務員給与に反映させる観点から、50人以上とする見直しを行った。

この比較対象企業規模について、最終提言では、公務全体の人材確保のため、少なくとも従前の100人以上に戻すべきであり、政策の企画立案や高度な調整等に関わる本府省職員は少なくとも1,000人以上の企業と比較すべきとされている。

これを踏まえ、本院は、今日の社会経済情勢に応じた適切な官民給与の比較方法について検討を行った。

(2) 比較方法の見直しの考え方

官民給与の比較に当たっては、一定の企業規模以上の民間給与水準を公務に反映させるとともに、一般的に、同一の役職でも企業規模が大きいほど職務・職責も大きくなることを踏まえ、民間と公務の各役職段階の対応関係に一定の差を設けている。

今日、行政課題が高度に複雑化・多様化する中で、国家公務員の業務の重要性・困難性が高まっていることから、官民給与の比較方法について、以下の見直しを行う。

① 比較対象企業規模

国家公務員は、社会の安定と発展を支える原動力であるが、近年、志望者の減少や、若手職員の離職の増加が顕著であり、あらゆる施策

³ 例えば、平成18年の「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会」及び「給与懇話会」、平成26年の「国家公務員の給与の在り方に関する懇話会」など。

を総動員して優秀な人材を確保していくことが求められている。民間企業においては初任給を含む給与水準の大幅な引上げが行われている中、公務における給与も、優秀な人材が魅力と受け止めるようなものとしていく必要がある。本院が実施したアンケートでは、総合職試験等からの新規採用職員の約8割が、公務の魅力向上のためには給与水準の引上げが必要と回答している⁴ほか、内閣人事局が実施したアンケートでも、特に若年層において、勤務継続に不安がある要因や数年以内の離職意向の要因として、収入が低いことを挙げる者の割合が高くなっている⁵。政府においても、令和7年6月の閣議決定において、優秀な人材の獲得及び定着のため、国家公務員の処遇の改善を進めるとされている。

官民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められるが、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要がある。

これらのことから、官民給与の比較のための対象企業規模を引き上げることが適当である。引上げ後の企業規模については、過去の経緯

⁴ 「令和7年度 総合職試験等からの新規採用職員に対するアンケート」（人事院）によれば、「公務の魅力向上のために必要と考えられる取組」について、「給与水準の引上げ」が78.2%で最多。

⁵ 「令和6年度 国家公務員の働き方改革職員アンケート」（内閣人事局）によれば、非管理職職員の30.8%が勤務継続意向はありつつも勤務継続への不安を有しており、その要因として、30歳未満では「収入が低い（生活への不安）から」が42.6%で最多。また、非管理職職員の9.8%が数年以内の離職意向を有しており、その要因として、30歳未満の45.0%が「収入が低い（生活への不安）から」を挙げている。

及び民間事業所全体の無期雇用者の過半をカバーできる⁶ことから、100人以上とする。

② 比較における対応関係

前述のとおり、民間企業の各役職段階と公務の各役職段階（職務の級）との対応関係には一定の差を設けており、本府省職員は、現在、東京都特別区に所在する企業規模500人以上の本店事業所の従業員と対応させている。これは、公務における本府省と民間における本店の業務執行面における類似性や立地条件を考慮したものである。

近年、行政課題が高度に複雑化・多様化する中で、政策の企画立案、関係府省等との高度な調整、国際機関や諸外国との折衝、国会対応など、本府省の業務の特殊性・困難性が一層高まっており、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とすべき民間企業はより大規模なものになっていると考えられる。

人材獲得競争において公務の競争力を高めるためには、人材獲得上の競合関係にある企業の規模を意識する必要があるが、本府省で政策の企画立案や高度な調整等に関わる機会が多い総合職の新規採用職員に対するアンケートでは、民間企業と併願した者のうち8割以上が規模1,000人以上の企業から内定を受けており⁷、これらの企業は、採用

⁶ 比較対象企業規模を100人以上とする場合、民営事業所全体の無期雇用者数の56.5%をカバー（事業所母集団データベース「令和3年次フレーム(確報)」(総務省統計局)を基に人事院において集計）。

⁷ 「令和7年度 総合職試験等からの新規採用職員に対するアンケート」（人事院）によれば、「内定を受けた民間企業の規模のうち、最も大きいもの」について、「1,000人以上」が83.3%で最多。

市場において本府省と競合関係にあると考えられる。

また、平成18年の研究会においても、職務の特殊性・困難性、人材競合関係などを考慮し、「東京都特別区本店・企業規模500人以上」を例えば1,000人以上に引き上げることや、より大規模な企業の本社に限定することが更なる検討課題とされていた⁸。

これらのことから、官民給与の比較における本府省職員と民間企業従業員の対応関係を見直すことが適当であり、見直し後は、東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員と対応させる。

なお、見直し後の民間と公務の各役職段階の対応関係は、別表第3に示すとおりである。

③ 特別給の比較方法

今般、前記①のとおり、月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の官民比較においても、現行の枠組みを維持しつつ、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

4 本年の国家公務員給与と民間給与との比較

前記3の見直し後の令和7年の官民給与の比較結果は、以下のとおりで

⁸ 「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会・報告書」（平成18年7月）では「本府省職員の職務の特殊性・困難性を考慮すると、これらの者の比較対象となっている『東京23区本店・企業規模500人以上』を例えば1,000人以上に引き上げることについても更に検討していく必要がある」とされている。また、「給与懇話会・14の意見」（平成18年7月）では「官民比較に当たって、全体としては小規模企業も対象としつつ、一方では、人材競合関係などにも着目する必要がある。そのような視点から、本府省で企画立案等の業務に従事する国家公務員の比較対象については、現在よりも大規模企業の本社に限定することも考えるべきである」とされている。

ある。

(1) 月例給

「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、令和7年4月分の給与を比較し、民間給与との較差⁹を算出したところ、別表第4に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均15,014円（3.62%）下回っていた。

(2) 特別給

特別給は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

令和7年の「職種別民間給与実態調査」の結果、令和6年8月から令和7年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第5に示すとおり、年間で所定内給与月額¹⁰の4.65月分に相当しており、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていた。

5 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

① 月例給

前記4(1)のとおり、令和7年4月時点で、国家公務員の月例給が

⁹ 前記3(2)①及び②の見直しをいずれも行わなかった場合は10,361円（2.50%）、前記3(2)①の見直しのみを行い前記3(2)②の見直しを行わなかった場合は11,891円（2.87%）である。

¹⁰ 前記3(2)③の見直しを行わなかった場合は、4.61月分である。

民間給与を15,014円（3.62%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

その際、後記第2の1の本府省業務調整手当の見直しは、本府省の業務の特殊性・困難性の高まり等を理由として行う前記3(2)②の見直しにより生じた較差の範囲内で行う。

この改定は、令和7年4月時点の比較に基づいて国家公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

② 特別給

前記4(2)のとおり、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていた。このため、令和6年8月から令和7年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図り、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

(2) 改定すべき事項

① 俸給表

ア 行政職俸給表(一)

平均3.3%の引上げ改定を行う。

民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を大きく引き上げる。具体的には、

一般職試験（高卒者）は6.5%（12,300円）引き上げて200,300円、
一般職試験（大卒程度）は5.5%（12,000円）引き上げて232,000円、
総合職試験（大卒程度）は5.2%（12,000円）引き上げて242,000円
とする。

これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に
重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸に
ついては、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行う。

この結果、平均改定率は、1級5.2%、2級4.2%、3級3.4%、
4級2.9%、5級から10級まで2.8%となる。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額、各級の改
定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

イ 行政職俸給表(一)以外の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。指
定職俸給表は、行政職俸給表(一)の引上げを踏まえ、行政職俸給表
(一)10級の平均改定率（2.8%）と同程度の引上げ改定を行う。

② 諸手当

最終提言も踏まえつつ早急に対応が必要なものについて、後記第2
のとおり措置するほか、以下の措置を講じる。

ア 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、国の医療施設に勤務する
医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。

イ 地域手当

令和6年、給与制度のアップデートの一環として見直しに関する勧告等を行い、支給割合の見直しは段階的に実施することとした。

令和8年度の級地別支給割合は別表第6に示すとおりとする。

ウ 通勤手当

(ア) 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、令和7年の「職種別民間給与実態調査」により民間における支給状況を調査した結果は、別表第7に示すとおりである。自動車等使用者に対する通勤手当は、5kmごとの距離区分により手当額を定めており、上限は「60km以上」とされているが、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮して、新たな距離区分を創設する。

具体的には、令和8年4月から、上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設ける。また、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施する。距離区分ごとの手当額は、別表第7に示すとおりとする。

次に、公務では、自動車等使用者が、通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用している状況が見られる。一方、令和7

年の「職種別民間給与実態調査」の調査結果によれば、民間では、従業員の自己負担が生じないように駐車場を確保している事業所が、約7割となっている。さらに、従業員が自ら利用料を支払って外部の駐車場を利用している19.4%の事業所においても、従業員の自己負担を軽減するため、その利用料に対して29.9%の事業所が通勤手当を支給しており、その支給額の中央値は5,000円となっている。

このような状況にあることを踏まえ、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設する。

(イ) 月の途中で採用された職員等の通勤手当

通勤手当は、月の初日に支給要件を満たしているとき以外は、翌月から手当が支給されるため、月の途中で採用される職員等は、最初の月の通勤に要する費用を自ら負担することとなっている。近年、人材確保の困難性が高まる中で、月の途中から民間人材等が採用される事例も生じてきており、通勤手当の支給方法もこれを受けてより柔軟なものとしていく必要がある。職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じ、令和8年10月から実施する。

エ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行う。

オ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 支給月数の改定

令和6年8月から令和7年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の平均支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和7年度は、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降は、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める。

また、指定職俸給表適用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当も、同様に支給月数を引き上げる。

(イ) 交流採用及び研究休職に係る在職期間等の取扱いの見直し

国と民間企業との間の人材の往来を活性化させるため、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）の規定に基づき交流採用された職員について、採用前に民間企業に雇用されていた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間（以下「在職期間等」という。）に通算する。

また、研究休職がより一層活用されるよう、研究休職から復職した職員について、法人の種類にかかわらず、職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期

間を在職期間等に通算する。

これらの改定は、令和８年４月から行う。

カ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

一般職の国家公務員には最低賃金法（昭和34年法律第137号）が適用されないが、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和８年４月から措置する。

キ 委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額に関する所要の改定を行う。

第２ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

別紙第１で述べたとおり、本院は、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和８年夏に措置の骨格を、令和９年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進める。

一方、令和７年においても、最終提言も踏まえつつ、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、以下のとおり措置する。１並びに３（１）、（２）及び（３）①は令和７年４月に遡及して実施し、２及び３（３）②は令和８年４月から実施する。

1 本府省業務調整手当の見直し

近年、行政課題が複雑化・多様化する中で、政策の企画立案、関係府省等との高度な調整、国際機関や諸外国との折衝、国会対応など、本府省の業務の特殊性・困難性が一層高まっている。このことから、本府省職員の職務の難易度や責任の重さを更に給与に反映させるため、職務・職責をより重視した給与体系への移行や諸手当の抜本的な見直しを行うまでの当面の措置として、当該業務に従事する職員の業務の特殊性・困難性等を考慮して措置している本府省業務調整手当について、以下の見直しを行う。

(1) 本府省の幹部・管理職員への支給

本府省の業務の特殊性・困難性の高まりに伴い、幹部・管理職員の職務・職責もこれまで以上に重くなっていることから、支給対象に本府省の幹部・管理職員を加える。具体的には、指定職俸給表の適用を受ける本府省の職員並びに本府省の課長級及び室長級職員に51,800円を支給する。

なお、この措置により、恒常的に超過勤務を行っていた本府省の課長補佐級職員が室長級に昇任した際に、職責が高まるにもかかわらず給与が減少する状況は改善されることとなる。

(2) 本府省の課長補佐級以下の職員の手当額の引上げ

本府省の課長補佐級職員の手当額を10,000円、本府省の係長級及び係員級職員の手当額を2,000円、それぞれ引き上げる。

なお、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員等の手当額は、前述の職員の引上げ額を踏まえて設定する。

2 在級期間表の廃止

令和6年の人事院勧告時の報告では、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度の廃止を含めた見直しに言及し、令和7年4月には、本府省管理職員等を対象に、在級期間によらずに昇格が可能となるよう運用上の措置を講じた。

職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用は重要であり、これに見合った給与処遇の確保を引き続き推進していくため、在級期間に係る制度を廃止する。また、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行う。

3 転勤する職員に対する給与上の措置

転勤を伴う職員の異動に当たっては、本人の意向を把握し、職員の育児・介護等の事情に配慮することが求められる。職員の転勤に対する忌避感が高まる中で、勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要である。

この一環として、著しく不便な地に所在する特地官署等に勤務する職員に支給される特地勤務手当等を以下のとおり見直す。また、その他の勤務地を異にする異動に係る手当の見直しは、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう必要な調査や検討を行う。

(1) 特地勤務手当等と他の手当との調整の廃止

特地勤務手当は、地域手当が支給される場合には支給額を減ずる措

置を講じており、特地勤務手当に準ずる手当¹¹は、広域異動手当が支給される場合には支給割合を減ずる措置を講じている。前述のとおり勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から、これらの手当間の調整措置を廃止する。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

近年、採用時から特地官署等に勤務する職員が生じていることを踏まえ、特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(3) その他の見直し

前記(1)及び(2)のほか、最新のデータを踏まえ、令和8年4月に特地官署等の指定の見直しを行うとともに、以下の見直しを行う。

① 特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎¹²について、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化の観点から、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改める。

② 特地官署等の指定の見直しは、人事院規則の規定に基づき5年ごとに行うことを例としてきたが、適時適切に見直しができるよう、この規定を廃止する。

¹¹ 特地勤務手当に準ずる手当は、特地官署等に異動したことに伴い住居を移転した職員等に支給される。

¹² 特地勤務手当は、「現に受ける俸給等」の2分の1と特地官署への「異動時の俸給等」の2分の1を、特地勤務手当に準ずる手当は「異動時の俸給等」をそれぞれ算定基礎としている。

なお、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、定年の段階的な
引上げ期間の公務における人事管理の在り方の変化や、民間企業における
高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を注視しつつ、定年の段階的
引上げが完成する令和13年3月までに必要な措置を講じられるよう引き続
き検討を行っていく。

別表第1 行政職俸給表(一)適用職員の平均給与月額等

(国家公務員給与等実態調査)

項目 \ 区分	令和7年4月	令和6年4月
適用人員	139,580人 (141,704人)	139,298人 (141,653人)
平均年齢	41.9歳 (42.2歳)	42.1歳 (42.4歳)
平均給与月額	414,480円 (413,201円)	405,378円 (404,101円)

(注) () 内は、給与法附則第8項により俸給月額が決定される職員を含めた数値である。

別表第2 職種別民間給与実態調査における調査事業所数

(令和7年職種別民間給与実態調査)

計	企業規模				
	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
9,598所	1,769所	1,230所	1,193所	4,016所	1,390所

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が217所、調査不能の事業所が2,050所あった。

2 調査対象事業所11,865所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所217所を除いた11,648所に占める調査完了事業所9,598所の割合(調査完了率)は、82.4%である。

別表第3 民間企業の役職段階と公務の職務の級の対応関係
行政職俸給表(一)

級	本府省職員	本府省以外の職員	
	民 間 企 業		
	東京23区 企業規模1,000人以上 の本店事業所	左を除く	
		企業規模 500人以上 の事業所	企業規模 100人以上500人未満 の事業所
10 9	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	
8	課 長	課 長	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長
7			
6	課長代理	課長代理	課 長
5			
4	係 長	係 長	課長代理
3			係 長
2	主 任	主 任	主 任
1	係 員	係 員	係 員

別表第4 国家公務員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	国家公務員給与 ②	較 差 ①－② (円) $\left(\frac{①-②}{②} \times 100\right) (\%)$
429,494円	414,480円	15,014円 (3.62%)

(注) 民間、国家公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第5 民間における特別給の支給状況

項目 \ 区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	円 404,555	円 304,960
	上半期 (A 2)	414,812	314,106
特別給の支給額	下半期 (B 1)	円 901,079	円 607,703
	上半期 (B 2)	1,005,723	623,923
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B 1}{A 1}\right)$	月分 2.23	月分 1.99
	上半期 $\left(\frac{B 2}{A 2}\right)$	2.42	1.99
年 間 の 平 均		4.65月分	

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

備 考 国家公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.60月である。

別表第6 令和8年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 (支給割合)	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅	令和8年度の 地域手当の 支給割合(%)	(参考) 令和7年度(%)
1 級 地 (20%)	1 級 地 (20%)	0	20	20
2 級 地 (16%)	2 級 地 (16%)	0	16	16
	3 級 地 (15%)	+ 1	16	15
	4 級 地 (12%)	+ 4	16	14
	5 級 地 (10%)	+ 6	15	14
	6 級 地 (6%)	+10	14	10
	非支給地 (0%)	+16	10	4
3 級 地 (12%)	2 級 地 (16%)	- 4	14	15
	3 級 地 (15%)	- 3	13	14
	4 級 地 (12%)	0	12	12
	5 級 地 (10%)	+ 2	12	11
	6 級 地 (6%)	+ 6	11	10
	非支給地 (0%)	+12	8	4
4 級 地 (8%)	4 級 地 (12%)	- 4	10	11
	5 級 地 (10%)	- 2	8	9
	6 級 地 (6%)	+ 2	8	7
	7 級 地 (3%)	+ 5	8	6
	非支給地 (0%)	+ 8	7	4
5 級 地 (4%)	6 級 地 (6%)	- 2	4	5
	7 級 地 (3%)	+ 1	4	3
	非支給地 (0%)	+ 4	4	2
非支給地 (0%)	7 級 地 (3%)	- 3	1	2

(注) 「改定幅」は見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

別表第7 自動車等使用者に対する通勤手当の状況

その1 民間における支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

	距離段階別定額制における支給月額					
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,134円	7,287円	13,616円	19,872円	26,162円	32,418円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	38,726円	47,080円	53,608円	59,820円	66,437円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その2 現行の公務における手当額

	使用距離区分別手当額					
距離区分 (片道)	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当額	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円
距離区分 (片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手当額	18,700円	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円
距離区分 (片道)	60km以上					
手当額	31,600円					

その3 改正後の公務における手当額(令和7年4月適用)

	使用距離区分別手当額					
距離区分 (片道)	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当額	2,000円	4,200円	7,300円	10,400円	13,500円	16,600円
距離区分 (片道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手当額	19,700円	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円
距離区分 (片道)	60km以上					
手当額	38,700円					

その４ 改正後の公務における手当額（令和８年４月施行）

	使用距離区分別手当額					
距離区分 （片道）	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手 当 額	2,000円	4,200円	7,300円	10,400円	13,500円	16,600円
距離区分 （片道）	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手 当 額	19,700円	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円
距離区分 （片道）	60km以上 65km未満	65km以上 70km未満	70km以上 75km未満	75km以上 80km未満	80km以上 85km未満	85km以上 90km未満
手 当 額	38,700円	42,200円	45,700円	49,200円	52,700円	56,200円
距離区分 （片道）	90km以上 95km未満	95km以上 100km未満	100km以上			
手 当 額	59,600円	63,000円	66,400円			

別紙第3

勸告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 本府省業務調整手当について

(ア) 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける管理監督職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員に対して、本府省業務調整手当を支給すること。

(イ) 本府省業務調整手当の月額、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員にあっては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあっては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表(一)の職務の級であって人事院規則で定めるもの、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては行政職俸給表(一)の

10級における最高の号俸の俸給月額に100分の12を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とすること。

イ 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占めるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

ウ 通勤手当について

(ア) 令和7年4月1日以降の措置内容

交通用具使用者に対する通勤手当の額を、次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

a	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
b	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
c	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
d	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
e	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
f	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
g	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
h	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
i	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
j	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
k	片道60キロメートル以上	38,700円

(イ) 令和8年4月1日以降の措置内容

- a 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事院規則で定める額とすること。
- b 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事院規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事院規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として人事院規則で定める額を支給すること。
- c 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

エ 特勤勤務手当に準ずる手当について

新たに俸給表の適用を受ける職員となり特勤官署又は準特勤官署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

オ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事院規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、33,750円、11,550円）とし、常直勤務に係る支給月額を23,500円とすること。

カ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和7年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.6875月分とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞ

れ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

キ 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当について

(ア) 職員の月例給与水準を適切に確保するための手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び職員の受ける号俸に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第5条第1項の勤務時間を考慮して1時間あたりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事院規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事院規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事院規則で定める職員については、(ア)の職員の属する職務の級及び職員の受ける号俸に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

ク 委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員の手当について

一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当について、通常の場合における勤務1日についての支給額の限度を35,700円とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(イ)、カの(イ)及びキ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、令和8年4月1日から実施すること。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

1の(2)のエの改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700							
	87	266,500	306,100	356,100							
	88	266,800	306,400	356,500							

	89	267,100	306,700	356,700							
	90	267,400	307,000	357,100							
	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							
	93	268,300	307,800	358,100							
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年 前任 任用 短 間 勤 務 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職 員 の 分 区	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	
	66	251,100	269,200	299,000	325,100	
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	
	79	254,400	272,500	304,300	329,600	
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	
	83	255,300	273,500	305,900	330,600	
	84	255,600	273,700	306,400	330,800	
	85	255,800	273,900	306,700	331,000	
	86	256,000	274,100	307,200	331,200	
	87	256,300	274,400	307,700	331,500	
	88	256,600	274,700	308,000	331,800	

89	256,800	274,900	308,400	332,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	
127		284,400	320,400	
128		284,700	320,600	
129		284,900	320,800	
130		285,100		
131		285,400		
132		285,700		
133		285,900		
134		286,100		
135		286,400		
136		286,700		

	137		286,900			
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専 門 行 政 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	220,800	282,700	330,300	367,000	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	222,500	284,300	332,100	368,700	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	224,200	285,800	333,900	370,300	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	225,800	287,300	335,700	371,900	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	227,400	288,800	337,500	373,500	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	228,900	290,000	339,000	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	230,300	291,200	340,400	376,700	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	231,700	292,400	341,800	378,300	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	232,800	293,600	343,200	379,800	435,100	501,500	555,300	
	10	234,300	295,100	344,600	381,400	436,600			
	11	235,700	296,700	346,100	383,000	438,100			
	12	237,100	298,200	347,600	384,500	439,600			
	13	238,400	299,600	349,100	386,100	441,100			
	14	239,700	301,100	350,600	388,000	442,400			
	15	241,000	302,700	352,100	389,900	443,700			
	16	242,200	304,200	353,500	391,800	444,900			
	17	243,400	305,800	355,000	393,600	446,100			
	18	244,700	307,500	356,500	395,500	447,400			
	19	246,000	309,100	358,000	397,300	448,700			
	20	247,300	310,600	359,500	399,000	449,900			
	21	248,800	312,000	361,000	400,200	451,100			
	22	250,200	313,600	362,600	401,800	451,900			
	23	251,600	315,000	364,100	403,300	452,700			
	24	253,000	316,500	365,700	404,800	453,500			
	25	254,300	318,000	366,900	406,300	454,100			
	26	255,600	319,200	368,300	407,200	454,700			
	27	257,000	320,400	369,800	408,200	455,300			
	28	258,200	321,500	371,300	409,100	455,900			
	29	259,500	322,700	372,700	410,100	456,600			
	30	260,700	323,800	374,200	411,300	457,400			
	31	261,800	324,900	375,700	412,400	457,800			
	32	262,900	326,000	377,200	413,500	458,500			
	33	263,900	326,900	378,600	414,400	459,000			
	34	265,000	328,000	380,000	415,100	459,400			
	35	266,100	329,100	381,300	415,700	459,800			
	36	267,200	330,100	382,700	416,400	460,200			
	37	268,200	331,100	383,700	416,900	460,600			
	38	269,100	332,200	384,800	417,400	460,900			
	39	270,000	333,300	385,700	417,900	461,200			
	40	270,800	334,300	386,700	418,300	461,500			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	271,600	335,300	387,300	418,700	461,800			
	42	272,500	336,300	387,600	418,900	462,100			
	43	273,200	337,400	388,000	419,200	462,400			
	44	274,100	338,500	388,400	419,500	462,700			
	45	274,900	339,500	388,800	419,800	463,000			
	46	275,800	340,400	389,300	420,100				
	47	276,600	341,300	389,900	420,400				
	48	277,300	342,100	390,400	420,700				
	49	278,000	342,700	390,900	420,900				
	50	278,800	343,400	391,500	421,200				
	51	279,600	344,100	392,100	421,400				
	52	280,200	344,700	392,600	421,700				
	53	280,900	345,300	393,000	421,900				
	54	281,700	345,900	393,500	422,200				
	55	282,400	346,500	394,000	422,500				
	56	283,000	347,100	394,600	422,800				
	57	283,700	347,700	395,100	423,000				
	58	284,400	348,200	395,700	423,300				
	59	285,000	348,700	396,000	423,600				
	60	285,700	349,200	396,500	423,800				
	61	286,300	349,600	397,000	424,000				
	62	287,000	349,800	397,400	424,300				
	63	287,700	350,100	397,900	424,600				
	64	288,200	350,600	398,400	424,800				
	65	288,800	350,900	398,900	425,000				
	66	289,400	351,300	399,400					
	67	290,100	351,700	399,800					
	68	290,700	352,100	400,100					
	69	291,300	352,500	400,400					
	70	291,900	353,000	400,700					
	71	292,600	353,500	401,000					
	72	293,200	353,900	401,200					
	73	293,700	354,100	401,400					
	74	294,300	354,500	401,700					
	75	294,900	354,900	402,000					
	76	295,500	355,300	402,200					
	77	296,100	355,600	402,400					
	78	296,600		402,700					
	79	297,100		403,000					
	80	297,700		403,200					
	81	298,200		403,400					
	82	298,800							
	83	299,400							
	84	299,900							
	85	300,300							
	86	300,900							
	87	301,400							
	88	301,900							

	89	302,400							
	90	302,800							
	91	303,100							
	92	303,500							
	93	303,900							
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		222,700	254,600	299,000	332,200	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

税 務 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	216,700	277,700	311,700	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800	525,300	567,100
	2	219,300	279,400	312,700	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100
	3	221,800	281,000	313,600	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000
	4	224,300	282,500	314,500	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800
	5	226,800	284,100	315,400	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800
	6	229,200	285,500	316,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900	591,700
	7	231,700	286,800	317,100	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100
	8	234,100	288,000	317,900	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000
	9	236,500	289,200	318,800	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300	
	10	238,800	290,400	319,800	356,900	380,200	411,100	446,100			
	11	241,100	291,600	320,800	358,500	381,800	412,700	447,600			
	12	243,400	292,700	321,700	360,100	383,400	414,300	449,100			
	13	245,700	293,800	322,600	361,500	385,000	415,800	450,400			
	14	248,000	294,700	323,800	363,100	386,600	417,800	452,100			
	15	250,200	295,500	325,200	364,600	388,200	419,800	453,700			
	16	252,400	296,300	326,500	366,100	389,800	421,800	455,300			
	17	254,600	297,100	327,700	367,600	391,400	423,300	456,700			
	18	256,900	297,900	329,000	369,200	393,000	425,000	458,400			
	19	259,100	298,600	330,200	370,700	394,600	426,600	460,100			
	20	261,300	299,300	331,300	372,200	396,200	428,300	461,700			
	21	263,600	299,900	332,400	373,700	397,700	429,900	463,100			
	22	265,400	300,500	333,600	375,300	399,300	431,400	463,800			
	23	266,700	301,100	334,700	376,900	401,000	432,900	464,500			
	24	268,000	301,600	335,800	378,500	402,700	434,300	465,200			
	25	269,300	302,200	336,900	379,900	404,400	435,500	465,600			
	26	270,400	302,700	338,000	381,600	406,400	437,000	466,100			
	27	271,500	303,100	339,100	383,300	408,200	438,500	466,700			
	28	272,400	303,500	340,200	384,900	410,100	439,900	467,300			
	29	273,400	304,000	341,400	386,500	411,800	441,400	467,900			
	30	274,300	304,500	342,400	388,100	413,200	442,700	468,600			
	31	275,200	304,900	343,500	389,700	414,400	443,900	469,100			
	32	276,100	305,200	344,600	391,300	415,700	445,100	469,600			
	33	276,900	305,600	345,800	393,000	416,700	446,100	470,100			
	34	277,300	306,000	346,900	395,000	417,800	446,800	470,400			
	35	277,600	306,400	348,000	397,000	418,800	447,500	470,700			
	36	277,900	306,700	349,100	399,000	419,800	448,200	471,100			
	37	278,200	307,100	350,100	400,700	420,900	448,700	471,400			
	38	278,500	307,600	351,000	402,400	422,000	449,100	471,600			
	39	278,800	308,000	351,800	403,900	423,100	449,500	471,900			
	40	279,100	308,400	352,700	405,400	424,200	449,800	472,100			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	279,400	308,700	353,500	406,600	425,400	450,100	472,400			
	42	279,800	309,100	354,300	407,600	426,200	450,400	472,600			
	43	280,100	309,500	355,200	408,600	427,000	450,700	472,800			
	44	280,400	309,900	356,000	409,600	427,600	451,000	473,000			
	45	280,600	310,200	356,600	410,600	428,100	451,200	473,400			
	46	280,900	310,600	357,500	411,700	428,800	451,500				
	47	281,200	310,900	358,300	412,800	429,500	451,800				
	48	281,500	311,100	359,100	413,900	430,100	452,000				
	49	281,700	311,300	359,800	415,200	430,800	452,300				
	50	282,000	311,600	360,600	416,000	431,200	452,600				
	51	282,300	311,900	361,400	416,800	431,800	452,900				
	52	282,500	312,100	362,200	417,400	432,400	453,200				
	53	282,700	312,300	363,000	417,900	432,800	453,400				
	54	283,000	312,600	363,900	418,600	433,200	453,700				
	55	283,300	312,900	364,900	419,200	433,700	453,900				
	56	283,500	313,100	365,900	419,900	434,200	454,200				
	57	283,700	313,300	366,500	420,200	434,700	454,400				
	58	284,000	313,600	367,300	420,900	435,200	454,700				
	59	284,300	313,900	368,000	421,600	435,600	455,000				
	60	284,500	314,100	368,600	422,100	436,000	455,200				
	61	284,700	314,300	369,000	422,500	436,400	455,400				
	62	285,000	314,600	369,500	422,900	436,700	455,700				
	63	285,300	314,900	370,000	423,400	437,000	456,000				
	64	285,500	315,100	370,500	423,900	437,300	456,300				
	65	285,700	315,300	371,000	424,400	437,500	456,500				
	66	286,000		371,600	424,800	437,800	456,800				
	67	286,300		372,300	425,300	438,100	457,100				
	68	286,500		372,900	425,800	438,300	457,400				
	69	286,700		373,400	426,300	438,500	457,600				
	70	287,000		373,900	426,800	438,800	457,900				
	71	287,300		374,500	427,400	439,100	458,200				
	72	287,500		375,100	427,900	439,300	458,500				
	73	287,700		375,600	428,300	439,500	458,700				
	74			376,100	428,900	439,800					
	75			376,300	429,300	440,100					
	76			376,700	429,500	440,300					
	77			376,900	429,800	440,500					
	78			377,400	430,300	440,800					
	79			377,900	430,600	441,100					
	80			378,400	430,900	441,300					
	81			378,600	431,200	441,500					
	82				431,600	441,800					
	83				432,000	442,100					
	84				432,400	442,300					

	85				432,700	442,500						
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,300	245,200	295,000	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	473,500	544,100	

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800	525,300	567,100
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900	591,700
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300	
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100			
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600			
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100			
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400			
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100			
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700			
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300			
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700			
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400			
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100			
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700			
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100			
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800			
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500			
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200			
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600			
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100			
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700			
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300			
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900			
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600			
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100			
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600			
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100			
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400			
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700			
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100			
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400			
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600			
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900			
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400			
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600			
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800			
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000			
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400			
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500				
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800				
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000				
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300				
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600				
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900				
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200				
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400				
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700				
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900				
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200				
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400				
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700				
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000				
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200				
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400				
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700				
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000				
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300				
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500				
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800				
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100				
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400				
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600				
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900				
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200				
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500				
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700				
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800					
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100					
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300					
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500					
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800					
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100					
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300					
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500					
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800					
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100					
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300					
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500					
	86	312,500	331,200	355,900	398,800							
	87	313,200	332,200	357,400	399,400							
	88	313,900	333,200	358,800	400,000							

89	314,600	334,100	360,100	400,300								
90	315,300	335,400	361,300	400,800								
91	316,000	336,600	362,500	401,300								
92	316,700	337,800	363,800	401,800								
93	317,200	339,000	365,100	402,200								
94	318,100	340,300	366,600	402,600								
95	319,000	341,500	368,100	403,100								
96	319,800	342,700	369,500	403,600								
97	320,500	343,900	370,800	404,000								
98	321,400	345,200	372,000	404,500								
99	322,300	346,400	373,100	405,000								
100	323,200	347,600	374,300	405,400								
101	324,100	349,000	375,400	405,700								
102	325,100	349,900	376,500	406,100								
103	326,100	350,900	377,600	406,500								
104	327,000	352,000	378,700	406,800								
105	327,800	353,100	379,900	407,100								
106	328,400	354,200	380,400	407,600								
107	329,000	355,200	381,000	408,100								
108	329,600	356,200	381,600	408,600								
109	330,100	357,400	382,200	408,900								
110	330,600	358,400	382,700	409,400								
111	331,000	359,400	383,100	409,900								
112	331,500	360,300	383,600	410,400								
113	332,300	361,200	384,000	410,700								
114	332,900	362,100	384,400	411,200								
115	333,600	363,000	384,900	411,700								
116	334,200	364,000	385,400	412,200								
117	334,800	365,000	385,800	412,600								
118	335,500	365,400	386,300	413,100								
119	336,200	366,000	386,900	413,500								
120	336,900	366,600	387,400	414,000								
121	337,500	366,900	387,600	414,400								
122	337,800	367,300	388,100									
123	338,300	367,700	388,600									
124	338,800	368,100	389,000									
125	339,100	368,500	389,500									
126		368,900	390,000									
127		369,300	390,500									
128		369,700	391,000									
129		370,100	391,300									
130		370,500	391,800									
131		370,900	392,300									
132		371,300	392,800									
133		371,500	393,100									
134		372,000	393,600									
135		372,300	394,000									
136		372,600	394,400									

	137		372,900	394,700								
	138		373,300	395,100								
	139		373,800	395,600								
	140		374,300	396,100								
	141		374,600	396,400								
	142		375,100									
	143		375,600									
	144		376,100									
	145		376,400									
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	473,500	544,100

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	216,700	277,700	311,700	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800	525,300	567,100
	2	219,100	279,400	312,700	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800	532,000	574,100
	3	221,600	281,000	313,600	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700	537,100	580,000
	4	224,000	282,500	314,500	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900	541,300	584,800
	5	226,400	284,100	315,400	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900	544,700	588,800
	6	228,800	285,500	316,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300	547,900	591,700
	7	231,100	286,800	317,100	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200	550,800	594,100
	8	233,400	288,000	317,900	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700	553,300	596,000
	9	235,700	289,200	318,800	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900	555,300	
	10	238,100	290,400	319,800	356,900	380,200	411,100	446,100			
	11	240,500	291,600	320,800	358,500	381,800	412,700	447,600			
	12	242,800	292,700	321,700	360,100	383,400	414,300	449,100			
	13	245,100	293,800	322,600	361,500	385,000	415,800	450,400			
	14	247,400	294,700	323,800	363,100	386,600	417,800	452,100			
	15	249,700	295,500	325,200	364,600	388,200	419,800	453,700			
	16	252,000	296,300	326,500	366,100	389,800	421,800	455,300			
	17	254,300	297,100	327,700	367,600	391,400	423,300	456,700			
	18	256,600	297,900	329,000	369,200	393,000	425,000	458,400			
	19	258,900	298,600	330,200	370,700	394,600	426,600	460,100			
	20	261,200	299,300	331,300	372,200	396,200	428,300	461,700			
	21	263,600	299,900	332,400	373,700	397,700	429,900	463,100			
	22	265,400	300,500	333,600	375,300	399,300	431,400	463,800			
	23	266,700	301,100	334,700	376,900	401,000	432,900	464,500			
	24	268,000	301,600	335,800	378,500	402,700	434,300	465,200			
	25	269,300	302,200	336,900	379,900	404,400	435,500	465,600			
	26	270,400	302,900	338,000	381,600	406,400	437,000	466,100			
	27	271,500	303,500	339,100	383,300	408,200	438,500	466,700			
	28	272,400	304,200	340,200	384,900	410,100	439,900	467,300			
	29	273,400	304,800	341,400	386,500	411,800	441,400	467,900			
	30	274,300	305,500	342,400	388,100	413,200	442,700	468,600			
	31	275,200	306,200	343,500	389,700	414,400	443,900	469,100			
	32	276,100	306,700	344,600	391,300	415,700	445,100	469,600			
	33	276,900	307,300	345,800	393,000	416,700	446,100	470,100			
	34	277,600	307,900	346,900	395,000	417,800	446,800	470,400			
	35	278,300	308,500	348,000	397,000	418,800	447,500	470,700			
	36	278,900	309,000	349,100	399,000	419,800	448,200	471,100			
	37	279,500	309,800	350,100	400,700	420,900	448,700	471,400			
	38	280,000	310,400	351,300	402,400	422,000	449,100	471,600			
	39	280,500	310,900	352,400	403,900	423,100	449,500	471,900			
	40	281,000	311,500	353,500	405,400	424,200	449,800	472,100			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	281,600	312,200	354,600	406,600	425,400	450,100	472,400			
	42	282,100	312,800	355,800	407,600	426,200	450,400	472,600			
	43	282,600	313,400	357,000	408,600	427,000	450,700	472,800			
	44	283,100	314,000	358,200	409,600	427,600	451,000	473,000			
	45	283,500	314,600	359,100	410,600	428,100	451,200	473,400			
	46	284,000	315,100	360,300	411,700	428,800	451,500				
	47	284,500	315,700	361,500	412,800	429,500	451,800				
	48	285,000	316,300	362,700	413,900	430,100	452,000				
	49	285,500	317,000	363,700	415,200	430,800	452,300				
	50	286,000	317,600	364,900	416,000	431,200	452,600				
	51	286,500	318,300	366,100	416,800	431,800	452,900				
	52	286,900	319,000	367,300	417,400	432,400	453,200				
	53	287,300	319,500	368,400	417,900	432,800	453,400				
	54	287,800	320,100	369,600	418,600	433,200	453,700				
	55	288,300	320,800	370,800	419,200	433,700	453,900				
	56	288,700	321,500	371,900	419,900	434,200	454,200				
	57	289,100	322,000	373,100	420,200	434,700	454,400				
	58	289,500	322,600	374,100	420,900	435,200	454,700				
	59	289,900	323,200	375,000	421,600	435,600	455,000				
	60	290,300	323,800	376,000	422,100	436,000	455,200				
	61	290,900	324,400	376,400	422,500	436,400	455,400				
	62	291,400	324,900	377,100	422,900	436,700	455,700				
	63	291,800	325,500	377,700	423,400	437,000	456,000				
	64	292,200	326,100	378,400	423,900	437,300	456,300				
	65	292,700	326,600	379,100	424,400	437,500	456,500				
	66	293,200	327,200	379,800	424,800	437,800	456,800				
	67	293,600	327,800	380,500	425,300	438,100	457,100				
	68	294,000	328,300	381,000	425,800	438,300	457,400				
	69	294,400	328,700	381,700	426,300	438,500	457,600				
	70	294,900	329,200	382,300	426,800	438,800	457,900				
	71	295,300	329,600	382,900	427,400	439,100	458,200				
	72	295,700	330,100	383,500	427,900	439,300	458,500				
	73	296,100	330,600	384,000	428,300	439,500	458,700				
	74	296,600	331,000	384,600	428,900	439,800					
	75	297,000	331,300	385,000	429,300	440,100					
	76	297,400	331,600	385,500	429,500	440,300					
	77	297,800	331,800	385,800	429,800	440,500					
	78	298,300	332,100	386,300	430,300	440,800					
	79	298,700	332,400	386,800	430,600	441,100					
	80	299,100	332,600	387,300	430,900	441,300					
	81	299,500	332,800	387,800	431,200	441,500					
	82	299,900	333,000	388,200	431,600	441,800					
	83	300,400	333,300	388,500	432,000	442,100					
	84	300,800	333,600	388,900	432,400	442,300					
	85	301,200	333,800	389,100	432,700	442,500					
	86	301,600	334,000	389,400							
	87	301,800	334,200	389,900							
	88	302,100	334,600	390,200							

	89	302,400	334,800	390,400							
	90		335,000	390,800							
	91		335,200	391,100							
	92		335,500	391,400							
	93		335,800	391,600							
	94		336,000	392,000							
	95		336,200	392,400							
	96		336,500	392,700							
	97		336,800	393,000							
	98		337,000								
	99		337,200								
	100		337,500								
	101		337,800								
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		225,300	253,800	298,000	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900	473,500	544,100

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

海 事 職 俸 給 表

イ 海事職俸給表(一)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900	476,600	532,600
	2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000	478,400	533,700
	3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100	480,200	534,800
	4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200	482,000	535,800
	5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100	483,800	536,800
	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500	485,500	537,400
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900	487,200	538,200
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200	488,800	539,000
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500	490,200	539,700
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800	491,400	540,200
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000	492,600	540,800
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200	493,600	541,400
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400	494,500	542,000
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600	495,500	
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700	496,500	
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800	497,400	
	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800	497,700	
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800	498,600	
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900	499,400	
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000	500,300	
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900	501,200	
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700	502,100	
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600	503,000	
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400	503,900	
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300	504,700	
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200	505,400	
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000	506,000	
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800	506,600	
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200	507,100	
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700	507,600	
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300	508,200	
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800	508,800	
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300	509,100	
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600	509,600	
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000	510,100	
	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400	510,600	
	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700	511,100	
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200	511,700	
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800	512,000	
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400	512,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000	513,100
	42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700	
	43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300	
	44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900	
	45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200	
	46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800	
	47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400	
	48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000	
	49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400	
	50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700	
	51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000	
	52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200	
	53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400	
	54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600	
	55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900	
	56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200	
	57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400	
	58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700	
	59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000	
	60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200	
	61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400	
	62	301,900	335,900	386,300	440,600		
	63	302,200	336,200	386,600	441,100		
	64	302,400	336,400	386,900	441,600		
	65	302,600	336,600	387,100	442,100		
	66	302,800	336,900	387,300	442,700		
	67	303,000	337,200	387,600	443,200		
	68	303,300	337,400	387,900	443,800		
	69	303,600	337,600	388,200	444,300		
	70			388,400	444,800		
	71			388,700	445,400		
	72			389,000	446,000		
	73			389,300	446,300		
	74			389,700	446,900		
	75			390,100	447,500		
	76			390,500	448,000		
	77			390,900	448,400		
	78			391,300	448,900		
	79			391,800	449,600		
	80			392,300	450,300		
	81			392,700	450,500		
	82			393,100			
	83			393,500			
	84			393,900			
	85			394,400			
	86			394,900			
	87			395,400			
	88			395,900			

	89			396,200				
	90			396,600				
	91			396,900				
	92			397,300				
	93			397,800				
	94			398,100				
	95			398,600				
	96			399,000				
	97			399,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
		233,500	264,600	295,300	337,800	367,200	415,600	486,200

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職 の 分	員 区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
			円	円	円	円	円	円
		1	221,200	258,000	299,300	326,200	350,400	373,400
		2	222,900	261,000	300,200	327,700	351,200	374,500
		3	224,600	263,900	301,100	329,200	351,900	375,500
		4	226,200	266,800	301,900	330,200	352,600	375,900
		5	227,700	269,700	302,800	330,900	353,200	376,300
		6	230,400	271,700	303,700	331,600	353,700	377,100
		7	233,200	273,700	304,600	332,400	354,200	377,900
		8	235,800	275,600	305,500	333,200	354,600	378,500
		9	238,500	277,400	306,400	334,100	355,000	379,200
		10	240,700	278,800	307,400	335,100	355,400	380,000
		11	242,800	280,300	308,400	336,100	355,800	380,800
		12	244,900	281,700	309,300	337,100	356,100	381,400
		13	246,900	283,000	310,300	337,900	356,400	382,100
		14	248,700	284,000	311,300	338,500	356,800	382,900
		15	250,500	284,700	312,300	339,000	357,100	383,800
		16	252,100	285,300	313,400	339,500	357,400	384,700
		17	253,600	285,800	314,200	339,900	357,700	385,400
		18	255,100	286,300	315,000	340,400	358,000	386,300
		19	256,700	286,700	315,800	340,900	358,300	387,100
		20	258,200	287,100	316,800	341,300	358,600	387,900
		21	259,600	287,600	317,900	341,700	358,800	388,600
		22	260,900	288,400	319,000	342,000	359,100	389,400
		23	262,000	289,100	320,000	342,300	359,400	390,300
		24	263,200	289,700	321,000	342,600	359,600	391,100
		25	264,300	290,300	321,800	342,900	359,800	391,900
		26	265,300	290,800	322,600	343,200	360,100	392,500
		27	266,400	291,300	323,400	343,500	360,400	393,100
		28	267,300	291,800	324,200	343,800	360,600	393,800
		29	268,300	292,400	324,900	344,000	360,800	394,500
		30	269,200	293,100	325,700	344,300	361,100	395,200
		31	270,100	293,800	326,500	344,600	361,400	395,800
		32	270,900	294,200	327,300	344,800	361,600	396,400
		33	271,600	294,500	328,100	345,000	361,800	396,900
		34	272,300	294,800	328,900	345,200	362,100	397,500
		35	272,800	295,100	329,600	345,400	362,400	398,000
		36	273,300	295,400	330,200	345,700	362,600	398,600
		37	273,900	295,900	330,900	346,000	362,800	399,200
		38	274,500	296,400	331,700	346,300	363,100	399,900
		39	275,000	296,900	332,400	346,600	363,400	400,600
		40	275,500	297,500	333,000	346,800	363,600	401,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	275,900	298,000	333,600	347,000	363,800	402,200
	42	276,300	298,500	334,300	347,300	364,100	403,000
	43	276,700	299,000	335,000	347,600	364,400	403,700
	44	277,100	299,600	335,500	347,800	364,600	404,400
	45	277,700	300,100	335,900	348,000	364,800	405,200
	46	278,300	300,700	336,300	348,300	365,100	405,900
	47	278,900	301,300	336,700	348,600	365,400	406,500
	48	279,500	301,900	337,000	348,800	365,600	407,200
	49	280,000	302,400	337,300	349,000	365,800	408,100
	50	280,600	303,000	337,600	349,300	366,100	408,900
	51	281,200	303,500	337,900	349,600	366,400	409,700
	52	281,700	304,000	338,200	349,800	366,600	410,300
	53	282,200	304,500	338,400	350,000	366,800	410,800
	54	282,700	304,900	338,700	350,300	367,100	411,500
	55	283,200	305,400	339,000	350,600	367,400	412,100
	56	283,700	305,800	339,200	350,800	367,600	412,800
	57	284,200	306,100	339,500	351,000	367,800	413,400
	58	284,700	306,500	339,800	351,300	368,100	413,900
	59	285,200	306,900	340,100	351,600	368,400	414,200
	60	285,600	307,200	340,300	351,800	368,600	414,600
	61	286,000	307,600	340,500	352,000	368,800	415,300
	62	286,300	308,000	340,800	352,300	369,100	
	63	286,600	308,300	341,100	352,600	369,400	
	64	286,800	308,500	341,300	352,800	369,600	
	65	287,000	308,800	341,500	353,000	369,800	
	66	287,300	309,000	341,800	353,300	370,100	
	67	287,600	309,300	342,100	353,600	370,400	
	68	287,800	309,600	342,300	353,800	370,600	
	69	288,000	309,900	342,500	354,000	370,800	
	70	288,300	310,100	342,800	354,200	371,100	
	71	288,500	310,400	343,100	354,400	371,400	
	72	288,700	310,700	343,300	354,600	371,600	
	73	289,000	311,000	343,500	355,000	371,800	
	74		311,300	343,800	355,200	372,100	
	75		311,600	344,100	355,500	372,400	
	76		311,800	344,300	355,800	372,600	
	77		312,000	344,500	356,000	372,800	
	78		312,300	344,800	356,300	373,100	
	79		312,600	345,100	356,600	373,400	
	80		312,800	345,300	356,800	373,600	
	81		313,000	345,500	357,000	373,800	
	82		313,300	345,800	357,300	374,100	
	83		313,600	346,000	357,600	374,400	
	84		313,800	346,200	357,800	374,600	
	85		314,000	346,500	358,000	374,800	
	86		314,300	346,800	358,300		
	87		314,600	347,000	358,600		
	88		314,800	347,300	358,800		

	89		315,000	347,500	359,000		
	90		315,200	347,700	359,200		
	91		315,500	348,000	359,500		
	92		315,800	348,300	359,700		
	93		316,000	348,500	360,000		
	94		316,300	348,800	360,300		
	95		316,600	349,000	360,600		
	96		316,800	349,300	360,800		
	97		317,000	349,500	361,000		
	98		317,200	349,700	361,300		
	99		317,400	349,900	361,600		
	100		317,700	350,100	361,800		
	101		318,000	350,500	362,000		
	102		318,300	350,700	362,400		
	103		318,500	350,900	362,600		
	104		318,700	351,200	362,800		
	105		319,000	351,500	363,000		
	106			351,700			
	107			352,000			
	108			352,300			
	109			352,500			
定年 前任 任用 短勤 間務 職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		227,700	243,200	245,200	267,900	297,900	328,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表
イ 教育職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	275,700	354,200	408,200	475,300	580,500
	2	277,900	355,800	409,800	484,100	587,500
	3	280,000	357,400	411,100	492,700	593,300
	4	281,900	358,900	412,300	501,100	598,200
	5	283,700	360,400	413,500	509,500	602,100
	6	285,200	362,000	414,500	517,500	605,000
	7	286,700	363,600	415,500	525,000	607,200
	8	288,200	365,100	416,400	532,200	609,200
	9	290,000	366,500	417,300	539,100	
	10	291,900	368,500	418,300	545,000	
	11	293,700	370,500	419,400	549,600	
	12	295,600	372,400	420,500	553,000	
	13	297,600	374,200	421,500	556,400	
	14	299,600	375,800	422,600	559,500	
	15	301,600	377,400	423,600	562,400	
	16	303,600	378,800	424,600	564,900	
	17	305,500	380,100	425,600	567,000	
	18	308,000	381,600	426,700		
	19	310,700	382,800	427,800		
	20	313,300	384,100	428,900		
	21	315,900	385,400	429,900		
	22	318,300	386,600	431,000		
	23	320,700	387,800	432,100		
	24	322,900	388,900	433,200		
	25	325,100	390,000	434,100		
	26	327,100	391,300	435,200		
	27	329,100	392,600	436,200		
	28	331,100	393,900	437,200		
	29	333,100	395,100	438,100		
	30	335,000	396,400	439,200		
	31	336,900	397,700	440,200		
	32	338,800	398,900	441,300		
	33	340,600	400,100	442,300		
	34	342,500	401,300	443,500		
	35	344,400	402,500	444,600		
	36	346,300	403,600	445,800		
	37	348,000	404,600	446,500		
	38	349,200	405,800	447,400		
	39	350,300	406,900	448,300		
	40	351,300	407,900	449,100		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	351,800	409,000	449,900
	42	352,200	410,200	450,800
	43	352,600	411,300	451,600
	44	352,900	412,400	452,300
	45	353,400	413,300	453,000
	46	353,900	414,300	453,900
	47	354,400	415,300	454,800
	48	354,700	416,200	455,700
	49	355,000	417,400	456,600
	50	355,300	418,700	457,500
	51	355,600	420,100	458,500
	52	355,900	421,400	459,400
	53	356,300	422,200	460,400
	54	356,600	423,200	461,400
	55	357,000	424,200	462,300
	56	357,300	425,300	463,300
	57	357,600	426,200	464,200
	58	358,000	426,900	465,100
	59	358,300	427,700	466,000
	60	358,700	428,400	467,000
	61	359,000	429,100	467,800
	62	359,300	429,900	468,200
	63	359,700	430,700	468,800
	64	360,000	431,300	469,400
	65	360,300	431,900	470,000
	66	360,700	432,200	470,700
	67	361,000	432,500	471,000
	68	361,400	432,800	471,600
	69	361,800	433,100	472,000
	70	362,100	433,400	472,300
	71	362,500	433,600	472,600
	72	362,900	433,900	472,900
	73	363,200	434,100	473,200
	74	363,600	434,300	
	75	364,000	434,600	
	76	364,400	434,900	
	77	364,700	435,100	
	78	365,100	435,300	
	79	365,500	435,600	
	80	366,000	435,900	
	81	366,500	436,100	
	82	367,100	436,300	
	83	367,800	436,600	
	84	368,400	436,900	
	85	369,000	437,100	
	86	369,600	437,400	
	87	370,200	437,700	
	88	370,800	437,900	

	89	371,300	438,100			
	90	371,700	438,400			
	91	372,000	438,700			
	92	372,400	438,900			
	93	372,800	439,100			
	94	373,200				
	95	373,600				
	96	374,000				
	97	374,600				
	98	375,100				
	99	375,500				
	100	376,000				
	101	376,400				
	102	376,900				
	103	377,200				
	104	377,500				
	105	378,000				
	106	378,400				
	107	378,900				
	108	379,400				
	109	379,800				
	110	380,300				
	111	380,700				
	112	381,100				
	113	381,500				
	114	381,900				
	115	382,300				
	116	382,700				
	117	383,100				
	118	383,500				
	119	383,900				
	120	384,300				
	121	384,600				
	122	385,000				
	123	385,400				
	124	385,700				
	125	386,100				
	126	386,600				
	127	387,100				
	128	387,500				
	129	387,900				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円
		298,500	309,800	332,500	419,500	557,300

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	244,100	277,500	360,000
	2	247,000	279,300	362,200
	3	250,100	281,100	364,400
	4	253,100	282,800	366,600
	5	256,300	284,400	368,500
	6	259,600	285,900	370,800
	7	262,800	287,400	373,100
	8	266,000	288,900	375,400
	9	269,000	290,400	377,600
	10	270,800	292,200	379,900
	11	272,500	294,100	382,000
	12	274,100	295,900	384,000
	13	275,700	297,800	385,900
	14	277,000	299,700	387,500
	15	278,400	301,600	389,000
	16	279,700	303,500	390,600
	17	281,000	305,500	392,200
	18	282,100	308,000	393,500
	19	283,100	310,600	394,800
	20	284,000	313,200	396,000
	21	285,400	315,800	397,300
	22	286,700	318,300	398,900
	23	288,100	320,700	400,500
	24	289,400	323,000	402,000
	25	290,800	325,100	403,400
	26	292,300	327,200	404,900
	27	293,700	329,300	406,400
	28	295,100	331,400	407,900
	29	296,400	333,400	409,200
	30	297,700	335,000	410,600
	31	299,000	336,500	411,900
	32	300,400	338,000	413,200
	33	301,800	339,500	414,100
	34	303,100	341,100	415,300
	35	304,400	342,600	416,400
	36	305,200	344,100	417,500
	37	305,900	345,500	418,500
	38	306,700	346,900	419,600
	39	307,500	348,200	420,700
	40	308,300	349,400	421,800

	41	309,000	350,600	422,900
	42	309,800	352,300	424,000
	43	310,500	353,900	425,200
	44	311,000	355,700	426,400
	45	311,500	357,300	427,500
	46	312,000	358,900	428,900
	47	312,400	360,400	430,400
	48	312,800	361,800	431,900
	49	313,300	363,300	433,300
	50	313,700	364,900	434,200
	51	314,100	366,300	435,100
	52	314,400	367,700	435,900
	53	314,700	369,100	436,700
	54	315,100	370,100	437,700
	55	315,400	371,100	438,700
	56	315,800	372,000	439,400
	57	316,100	373,100	440,100
	58	316,400	374,300	440,900
	59	316,800	375,600	441,700
	60	317,100	376,900	442,600
	61	317,500	378,200	443,600
	62	317,800	379,500	444,600
	63	318,100	380,700	445,500
	64	318,400	381,900	446,400
	65	318,800	383,100	447,100
	66	319,100	384,400	448,000
	67	319,500	385,600	448,800
	68	319,800	386,800	449,600
	69	320,200	388,000	450,500
	70	320,500	389,300	451,300
	71	320,900	390,500	452,100
	72	321,300	391,700	453,000
	73	321,600	392,900	453,700
	74	322,000	394,200	454,100
	75	322,500	395,500	454,500
	76	322,900	396,700	454,900
	77	323,200	397,800	455,300
	78	323,700	398,900	455,800
	79	324,100	400,000	456,200
	80	324,500	401,200	456,600
	81	324,900	402,600	456,800
	82	325,300	404,000	457,200
	83	325,700	405,400	457,500
	84	326,100	406,800	457,800
	85	326,500	407,800	458,100
	86	327,000	409,100	
	87	327,500	410,400	
	88	328,000	411,800	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	328,300	412,900
90	328,700	413,800
91	329,100	414,800
92	329,500	415,900
93	330,000	416,700
94	330,400	417,800
95	331,000	418,900
96	331,500	419,800
97	331,900	420,700
98	332,300	421,600
99	332,600	422,500
100	332,900	423,400
101	333,200	424,200
102	333,500	425,200
103	333,800	426,100
104	334,100	427,100
105	334,400	427,700
106	334,900	428,400
107	335,400	429,100
108	335,800	429,600
109	336,200	430,000
110	336,700	430,400
111	337,100	430,700
112	337,500	431,000
113	337,800	431,200
114	338,300	431,500
115	338,600	431,800
116	339,000	432,100
117	339,300	432,300
118	339,700	432,600
119	340,200	432,900
120	340,700	433,100
121	340,900	433,300
122	341,300	433,600
123	341,600	433,900
124	341,900	434,100
125	342,100	434,300
126	342,400	
127	342,900	
128	343,300	
129	343,500	
130	343,900	
131	344,300	
132	344,700	
133	344,900	
134	345,300	
135	345,700	
136	346,000	

	137	346,300		
	138	346,700		
	139	347,100		
	140	347,500		
	141	347,900		
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円 261,500	円 309,200	円 327,300

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

研究職俸給表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	569,000
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	575,900
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	581,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	585,300
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	589,200
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	592,200
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	594,300
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400	596,300
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200	
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300	
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600	
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100	
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100	
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100	
	15	221,000	277,600	362,400	408,200		
	16	222,800	279,800	363,300	409,700		
	17	224,500	281,900	364,400	411,200		
	18	226,300	284,200	365,600	412,800		
	19	228,100	286,500	366,800	414,400		
	20	229,900	288,900	368,000	416,100		
	21	231,700	291,200	369,200	417,300		
	22	233,500	293,300	370,300	418,700		
	23	235,200	295,400	371,300	420,100		
	24	236,900	297,400	372,300	421,400		
	25	238,600	299,400	373,400	422,700		
	26	240,700	301,300	374,400	424,000		
	27	242,600	303,200	375,300	425,500		
	28	244,500	305,100	376,300	427,000		
	29	246,400	307,000	377,200	428,200		
	30	247,500	308,500	378,000	429,400		
	31	248,600	310,000	378,800	431,000		
	32	249,700	311,500	379,600	432,500		
	33	251,100	313,000	380,300	433,800		
	34	252,400	314,500	381,000	435,200		
	35	253,800	316,000	381,800	436,600		
	36	255,200	317,400	382,600	438,000		
	37	256,600	318,800	383,300	439,400		
	38	258,100	319,700	384,000	440,800		
	39	259,600	320,600	384,800	442,200		
	40	261,200	321,400	385,600	443,600		

	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	
	50	274,200	326,100	394,600	453,700	
	51	275,300	326,400	395,200	454,300	
	52	276,400	326,900	395,800	455,100	
	53	277,400	327,300	396,400	455,500	
	54	278,500	327,700	397,100	456,100	
	55	279,500	328,100	397,900	456,600	
	56	280,500	328,400	398,700	457,100	
	57	281,500	328,800	399,300	457,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	58	282,200	329,100	400,100		
	59	282,700	329,500	400,800		
	60	283,300	329,800	401,500		
	61	283,900	330,200	402,100		
	62	284,500	330,700	402,800		
	63	285,100	331,300	403,400		
	64	285,600	331,800	404,100		
	65	286,200	332,200	404,800		
	66	286,700	332,800	405,400		
	67	287,300	333,300	406,000		
	68	287,800	333,900	406,700		
	69	288,400	334,400	407,400		
	70	289,100	334,900	407,900		
	71	289,700	335,400	408,500		
	72	290,300	336,000	409,100		
	73	290,900	336,500	409,600		
	74	291,500	337,200	410,200		
	75	292,100	337,900	410,800		
	76	292,800	338,600	411,300		
	77	293,400	339,200	411,800		
	78	294,100	339,800	412,300		
	79	294,800	340,500	412,800		
	80	295,300	341,200	413,500		
	81	295,900	341,900	413,900		
	82	296,500	342,600			
	83	297,200	343,200			
	84	297,800	343,800			
	85	298,300	344,300			
	86	298,900	344,800			
	87	299,600	345,200			
	88	300,200	345,600			

	89	300,700	345,900				
	90	301,300	346,400				
	91	302,000	346,700				
	92	302,600	347,100				
	93	303,200	347,400				
	94	303,800	347,700				
	95	304,400	348,100				
	96	305,000	348,500				
	97	305,300	349,000				
	98	305,800	349,500				
	99	306,400	350,000				
	100	306,900	350,500				
	101	307,300	351,000				
	102	307,700	351,500				
	103	308,000	351,900				
	104	308,400	352,400				
	105	308,800	352,800				
	106	309,200	353,200				
	107	309,600	353,700				
	108	309,900	354,100				
	109	310,100	354,600				
	110	310,500	355,000				
	111	310,800	355,400				
	112	311,000	355,800				
	113	311,300	356,300				
	114	311,600	356,700				
	115	311,900	357,100				
	116	312,200	357,500				
	117	312,400	358,000				
	118	312,700	358,400				
	119	312,900	358,800				
	120	313,200	359,200				
	121	313,500	359,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	545,800

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医 療 職 俸 給 表

イ 医療職俸給表(一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			

	85		506,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職 員 の 分 区	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		

	89		303,800	342,000	363,300				
	90		304,000	342,200	363,600				
	91		304,200	342,600	363,800				
	92		304,400	342,900	364,100				
	93		304,800	343,100	364,400				
	94		305,000	343,400	364,800				
	95		305,200	343,700	365,200				
	96		305,500	343,900	365,600				
	97		305,800	344,100	366,100				
	98		306,000	344,400	366,500				
	99		306,200	344,700	366,900				
	100		306,500	344,900	367,300				
	101		306,800	345,100	367,800				
	102		307,000	345,300					
	103		307,200	345,700					
	104		307,500	345,900					
	105		307,800	346,100					
	106			346,400					
	107			346,800					
	108			347,200					
	109			347,400					
定年 前任 短 間 勤 務 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400

	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
定年	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
前再	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
任用	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
時	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
間勤	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
務職	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
員以	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
外の								
職員								

89	297,200	325,500	362,800	381,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		

	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	
	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800	
	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000	
	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300	
	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600	
	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800	
	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000	
	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300	
	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600	
	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800	
	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000	
	66	270,300	326,700	353,100	400,400		
	67	270,600	327,500	353,500	401,000		
	68	270,900	328,300	354,000	401,500		
	69	271,300	328,900	354,200	401,900		
	70	271,600	329,400	354,700	402,400		
	71	271,900	329,900	355,100	402,900		
	72	272,300	330,400	355,500	403,400		
	73	272,700	330,800	355,800	403,900		
	74	273,000	331,300	356,200	404,300		
	75	273,400	331,800	356,700	404,600		
	76	273,700	332,300	357,100	404,900		
	77	274,000	332,600	357,300	405,100		
	78	274,400	332,900	357,600	405,300		
	79	274,800	333,300	358,000	405,600		
	80	275,100	333,600	358,400	405,900		
	81	275,300	333,900	358,700	406,100		
	82	275,600	334,200	359,000	406,400		
	83	276,000	334,400	359,400	406,700		
	84	276,300	334,700	359,800	406,900		
	85	276,500	335,100	360,100	407,100		
	86	276,800	335,500	360,500			
	87	277,200	335,800	360,900			
	88	277,500	336,000	361,100			

89	277,800	336,500	361,400			
90	278,100	336,900				
91	278,400	337,100				
92	278,700	337,400				
93	279,000	337,800				
94	279,400	338,200				
95	279,800	338,500				
96	280,100	338,800				
97	280,300	339,000				
98	280,700	339,300				
99	281,000	339,600				
100	281,300	339,900				
101	281,600	340,300				
102	281,900	340,500				
103	282,200	340,800				
104	282,500	341,200				
105	282,700	341,600				
106	282,900	341,900				
107	283,200	342,200				
108	283,500	342,500				
109	283,800	342,800				
110	284,100	343,200				
111	284,400	343,500				
112	284,600	343,700				
113	284,900	343,900				
114	285,100	344,200				
115	285,400	344,400				
116	285,800	344,700				
117	286,100	344,900				
118	286,400					
119	286,700					
120	287,000					
121	287,200					
122	287,400					
123	287,800					
124	288,100					
125	288,300					
126	288,600					
127	288,900					
128	289,300					
129	289,500					
130	289,900					
131	290,300					
132	290,600					
133	290,800					
134	291,100					
135	291,500					
136	291,800					

	137	292,000					
	138	292,300					
	139	292,600					
	140	292,900					
	141	293,100					
	142	293,300					
	143	293,500					
	144	293,700					
	145	294,100					
	146	294,300					
	147	294,600					
	148	294,900					
	149	295,200					
	150	295,400					
	151	295,700					
	152	295,900					
	153	296,200					
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円	円	円
		214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

専 門 ス タ ッ フ 職 俸 給 表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	375,500	449,900	503,600	643,300
	2	377,000	454,300	509,200	679,900
	3	378,500	458,300	514,700	716,500
	4	380,000	462,200	520,100	
	5	381,400	465,800	525,400	
	6	382,900	469,600	530,500	
	7	384,300	472,900	535,600	
	8	385,700	476,200	540,300	
	9	387,200	479,500	543,700	
	10	388,500	482,800	546,700	
	11	390,000	486,000	549,500	
	12	391,400	489,200	552,100	
	13	392,900	492,200	554,700	
	14	394,600	495,200	557,100	
	15	396,300	498,000	559,500	
	16	398,000	500,700	561,700	
	17	399,400	503,300	563,900	
	18	401,000	505,700	566,100	
	19	402,600	508,100	568,100	
	20	404,100	510,300	570,100	
	21	405,800	512,500	572,100	
	22	407,000	514,500		
	23	408,300	516,500		
	24	409,600			
	25	410,900			
	26	412,000			
	27	413,100			
	28	414,000			
	29	415,000			
	30	416,000			
	31	417,000			
	32	417,900			
	33	418,700			
	34	419,000			
	35	419,300			
	36	419,600			
	37	419,800			
	38	420,100			
	39	420,400			
	40	420,700			

	41	420,900			
	42	421,100			
	43	421,400			
	44	421,700			
	45	422,000			
	46	422,300			
	47	422,600			
	48	422,800			
	49	423,000			
	50	423,300			
	51	423,600			
	52	423,800			
	53	424,000			
	54	424,300			
	55	424,600			
	56	424,800			
	57	425,000			
	58	425,300			
	59	425,600			
	60	425,800			
	61	426,000			
	62	426,300			
	63	426,600			
	64	426,800			
	65	427,000			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円
		341,600	446,700	503,100	643,300

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指 定 職 俸 給 表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	736,000
2	794,000
3	852,000
4	933,000
5	1,006,000
6	1,078,000
7	1,153,000
8	1,224,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第 6 条第 1 項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第 6 条第 2 項の俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別記第 3

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

